

## 例言

1. 本書は、平成 18 年度に策定された「史跡鳥取城跡太閤ヶ平保存整備実施計画」に基づき、平成 19 年度～24 年度にかけて実施した資料調査の成果である。
2. 本書では、明治初年から昭和 20 年までの期間に作成された、史跡鳥取城跡の近代史を知るうえで参考となる資料を載録した。
3. 鳥取城を含む全国の城郭を対象とした資料についても、必要に応じて載録した。また、他城郭の重要な事例については「参考」として掲載した。
4. 資料については、資料番号・解説を付して翻刻を掲載し、出典を明記した。
5. アジア歴史資料センター（JACAR）で原資料画像を公開されている資料については、同センターの引用表記（JACAR Ref:……）をもって出典表記とした。同内容のものが複数存在する資料については、特に理由がない限り、確認の便を考慮してアジア歴史資料センターで画像を閲覧できるものを典拠とした。
6. 文意の把握しやすいよう、翻刻にあたっては基本的に当用漢字を使用し、翻刻者の判断で適宜句読点を付した。
7. 本書に係る調査・翻刻・編集は佐々木孝文（鳥取市教育委員会文化財専門員）が行った。
8. 本書の作成、及びその基礎となる鳥取市教育委員会の調査にあたって、多数の方に指導・助言、ご協力をいただいた。ここに記して感謝します。

### 【機関・団体】

文化庁 アジア歴史資料センター 国立公文書館 防衛省防衛研究所  
国立国会図書館 鳥取県教育委員会 鳥取県立博物館 鳥取県立公文書館  
鳥取県立図書館 鳥取市歴史博物館 鳥取県立鳥取西高等学校  
鳥取県埋蔵文化財センター （財）鳥取県教育文化財団 鳥取市埋蔵文化財センター

### 【個人】

田中哲雄 吉村元男 北垣聰一郎 浅川滋男 麓和善 中橋文夫  
錦織勤 中井均 小和田哲男 谷本進 中森祥 伊藤康晴 西尾孝昌  
吉田浅雄 神谷佳友 大島陽一 中森祥 伊藤康 山内美緒

(順不同・敬称略)

## 目 次

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 例言 .....                 | 1  |
| 目次 .....                 | 2  |
| 概説 鳥取城の近代史 .....         | 3  |
| 資料編 .....                | 10 |
| 明治維新～廃藩置県前後の鳥取城跡 .....   | 10 |
| 「廃城令」と鳥取城跡 .....         | 19 |
| 陸軍省所管期の鳥取城跡 .....        | 23 |
| 全国城郭の払下げと池田家による鳥取城跡買戻し … | 35 |
| 久松公園の整備と久松山全山開放 .....    | 39 |
| 掲載史料目録 .....             | 53 |

## はじめに

近世城郭の歴史は、明治維新で終わりではない。

鳥取城のような、公園化され、また、文化財として保存整備が行われてきた近世城郭は、近現代を通じて、地域においてなんらかの役割を果たし続けてきたと言えるのである。このような近世城郭について、現状やそこに至る経緯を把握するためにには、いうまでもなく近現代史の研究が不可欠であり、また、地域社会における近世城郭の意味づけを考える上でも重要な意味を持っている。

森山英一『明治維新 廃城一覧』<sup>(注1)</sup>を端緒とし、近年研究の進展がみられる（注2）のは、このような認識が定着しつつある証左であると思われるが、にもかかわらず、個別事例の把握も含め、まだ十分な研究や情報発信が行われているとはいえない状態である。

鳥取城の近代史研究についても、状況は同様である。概要（明治二年に二ノ丸の三階櫓が撤去されたことなど）は知られているものの、正確な経緯は不明な点が多く、一般に誤解されている面もある。たとえば、所謂「廃城令」との関係（存置の城とされていたこと）も、所有をめぐる経緯（國の所有から旧藩主池田家の所有にいったん戻り、その後鳥取市に寄贈されて現在に至る）も、鳥取市民にさえほとんど知られていない。

本書は、鳥取城の近代史を史料的に示すことを目的としているが、以上のような現状を踏まえ、ここでは、簡単に明治維新

から明治二三年までの政府・陸軍省の動きを概観し、その動きの中で鳥取城が置かれた状態について概観しておくこととした。現時点では極めて不完全なアウトラインであるが、掲載資料の理解の一助となれば幸いである。

## 明治維新～廃藩置県（明治元年～四年）

明治政府は当初近世城郭の取り扱いについて明確な方針をもっていなかった。そのため、明治四年までの城郭の取り扱いは、各藩に任せられていた。この間、建物の破壊や土地の売却が進められた城（注3）も少なくない一方、長島城や園部城（注4）などのように築城が進められた事例が散見することから、このことは明白である。そもそもこの時点では新政府の軍事態勢が確立されておらず、常備軍をもつ各藩への強制力には限界があった。

このことは、古くは吉田常吉によつて指摘されている。吉田は明治維新以降廃藩置県までの状況を次のようにまとめている。

「されば江戸時代には、諸侯はその居城を維持するに苦心したのであるが、江戸幕府が瓦解して明治新政となるに及んで、かかる風潮は漸次失はれて、諸侯はその城郭の破毀するを棄てて顧みなくなつたのである。而してこの傾向は明治二年六月の諸侯の版籍奉還以後、特に明治三年以降に於いて甚だしくなつたのである」（注5）

不用になつた城郭の建築物の維持管理は各藩にとつて重い負担であつたため、明治維新を契機に自主的に放棄される場合

が少なくなかつたことがわかる。さらには、老朽化した城郭建物が放置され、危険な状態になつてくると、今度は解体撤去して部材を転用し、実用に供しようとなることになる。

このような状況に置かれた城郭にとつては、廢藩置県を経て一旦すべての城郭が兵部省の所管として国有化されたことは、なし崩しの破壊を免れたという意味ではむしろ幸運であつたとさえいえる。

鳥取城の場合、幸いにしてこの時期に破壊されることはほとんどなかつた。藩主・慶徳の住居こそ城外に移されたものの、明治二年二月二十八日に鳥取城は政庁と定められ<sup>(注6)</sup>、明治四年まで使用されたからである。建造物等も含め、ほぼ従来の姿が残されていたようで、この時点までの鳥取城は、全国的に見れば、むしろ良く建物の保存されている城郭のひとつだつた。

### 廢藩置県・廢城令・鳥根県時代の鳥取城

明治政府の権力が直接近世城郭に及ぶようになるのは、実質的には明治四年の廢藩置県のことである。明治政府は一旦城郭や陣屋・砲台などすべての軍事拠点を兵部省の所管として国有化した。その後、政府は要塞としての有用性・不用性を判断基準として、陸軍省（明治五年二月に兵部省から組織変更）の財産と、その他の国有財産に分割する方針をとつたが、陸軍省はこの方針に反発した。将来の施設整備に支障を來すとして、他省への無償譲渡に難色を示したのである。

陸軍省は、今後必要となる土地については他省から無償譲渡を受けられるようにして求め、それが聞き届けられない場合は、譲渡する前に不要城郭の木石・建造物等を払い下げ、将来の財源とすることを主張した。明治五年、陸軍省は、實際

に城郭を管理している各府県に指示を出し、払下げのための入札まで実施させている。この入札に先立ち、陸軍省は各地の城郭や旧藩軍の装備を調査して、その財産価値をかなり正確に把握していた。

結局政府はこの入札を無効とし、陸軍省にあらためて所管城郭の要・不要を選別させた上で、不要の城郭を大蔵省に移管することとした。なお、この時、陸軍省所管の城を「存城」、大蔵省所管の城を「廢城」と呼称したため、明治六年に出された城郭所管を指示する一連の法例は、一般に「廢城令」と呼ばれている。

「廢城」という言葉が一人歩きをしてしまい、「一般にはこの法令によって全国の城郭が一齊に破却されたかのように思われているが、これらの法令群は、基本的には、全国の城郭の管轄を陸軍省と大蔵省に分割し、前者（新築九を含む五十六城）を「存城」、後者を「廢城」（城百二十五、陣屋六十五、要害地十一、その他二十三）とし、各省でその取扱いを定めたものに過ぎない。

「存城」の中に「新築」の城が含まれることをみても分かるように、この法律の趣旨は、あくまで軍財産と一般財産の区別を明確化しようとしたものであつて、各城郭の建物の廃絶・保存を問題としたものではない。森山（前掲書）によれば、陸軍省所管となつた城郭の方が建物等は保存されている傾向が強いという。松山城のように、一旦大蔵省所管の「廢城」となつているが、天守櫓が現存している例もあり、結果から見れば一概に存城の方が保存のために有利だったというわけではない。

なお、この時の存城・廢城の書上げは暫定的なものだつたようで、その後陸軍省の方針転換で県から再取得した松山城や、

そもそも書上げから漏れていた因幡国蒲富の陣屋のような事例もある。

この「廢城令」の出された段階で、既に、一部の城郭については、建造物の保存が訴えられ始めていた。

陸軍省が城郭建物を売却しようとしていた明治五年、町田久成<sup>(注7)</sup>と世古延世<sup>(注8)</sup>は、参議大隈重信宛に名古屋城をはじめとする城郭建築の保存を提言したのである。同じ年、名古屋城を見学したドイツ公使マックス・フォン・ブラント<sup>(注9)</sup>ら外国人から指摘を受け、愛知県権令・井関盛良<sup>(注10)</sup>も、陸軍省への引き渡しに当たって、名古屋城の建造物の保存を訴えている。

これらの提言が功を奏したためか、明治五年の後半には、城郭の取り扱いについては陸軍省の一存ではなく、政府全体の判断によって取り扱うことが定められたのである<sup>(注11)</sup>。

この時期、鳥取城をめぐる情勢は大きく動いている。

まず、明治四年十月二十日、県庁が城外に移された<sup>(注12)</sup>。翌五年には、上述したように、全国の他城郭と同様、陸軍省の指示を受けて、不要な建物を公売にかけることとなつた。

この間、中央の町田たちは独立して、主体的に鳥取城を保存しようとする動きがあった。初代権令となつた河田景與は、明治五年七月、陸軍省に対して、扇邸（現在の仁風閣の場所）を高値で売却するかわり、鳥取城の大部分をそのまま県が借用することを願い出ている。県はこの届出の中で、八橋郡六尾にあつた

反射炉建物を從来の管理者に払下げるることを申請しているが、陸軍はこれも却下し、入札とするよう指示した。

この時の入札のうち、少なくとも「鳥取城内三ヶ所」の公売は最終的には成立しておらず、米子城も大蔵省所管となつて明治一二年頃まで建物が現存していたことから、やはりこの時は売却されていないことが分かる。

これは、上述した國の方針転換により、陸軍の指示した公売が無効となつたためである。

その後の「廢城令」に際しては、鳥取城は「存城」として引き続き陸軍省に所管されることとなつた。陸軍省はまず明治六年に建物の状態について調査を行い、鳥取城の建物のうち、保存すべきものとそうでないものの分別を行つた。

この時、門櫓や土壙の大部分は不要とされ、明治八年度中まで撤去された（門櫓や土壙の具体的な入札・取り壊しの文書は残っていないが、明治八年の陸軍年報から、かなり多数の建物が実際に解体撤去されたことを読み取ることができる）。

しかしながら、土蔵や御殿、三階櫓等の大型の建造物は、兵營などの施設として使用できると判断され、当面修復・管理することとなつた。

その後、佐賀の乱・西南戦争の勃発の際、不平士族の動きを警戒した鳥取県が、陸軍省に分遣隊の派遣を要請したため、鳥取城は実際に分遣隊の兵營として使用されることとなつた。明治十年、分遣隊の基地として鳥取城の既存建物の改修が行われたが、予算書からみて、比較的大規模な改修だつたようである。

なお、この間の明治九年に鳥取県は一時廃止され、明治十四年まで島根県に併合されている。

西南戦争の終結と、不平士族の鎮静化のため、明治十一年に

の意義を認めている。

鳥取分遣隊の撤収が決まった。このため、基地として使つていった鳥取城の建物は不要となり、売却されることになった。明治十一年十二月に、建造物の処分を前提に兵営用の什器備品の鳥取城からの搬出・払下げが行われている。明治十三年には既に空地の貸し出しに行われていることから、解体撤去は年内に完了したようである。これを惜しんだ有志が、鳥取市出身の写真師・喜多村勘四郎を姫路より招き、二ノ丸三階櫓等の写真を撮影した<sup>注13)</sup>。現存する鳥取城の写真のうち、土堀・門櫓等を欠く比較的鮮明なものはこの時撮影されたものである（従来、鳥取城の写真はすべてこの時のものとされてきたが、若干古い時期に撮影されたものも含まれている）。

鳥取城では、御殿や大型の櫓は明治十一年末までは健在だったものである。

鳥取城の場合、不用と思われる文書が島根県から鳥取県に引き継がれなかつたためか、この時の解体の経緯や入札結果を示す史料が乏しい。継続して雇用されている番人についての文書が鳥取県立公文書館に所蔵されている程度である（注14）。

工兵大佐中村重遠を擁する陸軍省は、大蔵省以上に城郭の保存を意識するようになつており、名古屋城・姫路城については、「以往有用ノ目途無之」にも関わらず明治十二年に軍の予算で建造物に修復を加えている。また、明治一九年に再度入手した松山城については、明治二〇年に県が放置していたために劣化していた天守の修理も行つてある。少なくとも、積極的な破壊はもはや行われず、必要に応じて、陸軍自身が城郭建造物の維持修理を行つてゐるのである。

鳥取城についても、三階櫓や御殿の撤去された後の明治十三年、跡地と思われる土地を陸軍省が民間に貸し出しているが、その際にも、恒久的な建物の建築や地形の改変を制限している。

しかし、軍事目的で使用できない城郭・城郭跡の保存は陸軍省にとつては大きな負担となつていた。県に管理を委託していだ多くの地方の城郭の経費も、陸軍省負担となつていていた。軍事用地といひながら、民間人の居住や学校等公共施設用地として使用される事例も少なくなく、明治二二年になると、陸軍省は一部例外を除き、近世城郭跡の土地を含む払い下げを計画するようになる。

## 陸軍所管時代の鳥取城

明治十年代初頭を過ぎると、近世城郭は実用的な軍事拠点とは見なされなくなり、町田久成らのようく城郭を文化遺産としての評価する視点が、上述したプラントや中村重遠<sup>注15)</sup>らの尽力もあつて次第に確立されるようになつてゐるようである。明治十四年に大蔵省が「廢城」の払い下げを行う際にも、「旧跡保存又ハ風致ニ関スルノ類ニヨリ其破壊ヲ歎惜スル分ハ維持ノ方法等人民ノ適宜ニ任せ」ることとし、消極的ながらも保存

## 池田家への払い下げと久松公園の成立

陸軍は不要となつた城郭の売却は、本来入札・公売に付すべき事案であつたが、城郭の保存を念頭に置く陸軍省は、旧藩主への優先的な払い下げを計画する。この計画は明治二二年度内に限つて認められたようで、鳥取城のほかにも、いくつかの城郭が旧藩主家によつて買い戻されている。これは「古跡の保存」を目的としたもので、これ以上の城郭の破壊・滅失を止めるた

めのものであった。

鳥取城と岡山城は、申請書の文面もほぼ同様であり、両池田家で相計つて申請したものと思われる。鳥取城については、さらに副申が添えられて、安価での払い下げを要請している。同時に決済となつたが馬豊岡の京極家の申請書と比較すると簡単な申請書となつてゐる。

この旧藩主への優先払い下げについては、文部省や県からの反発が少なくなつたようである。岡山城では、医科大学（後の岡山大学）が設置されていたため、手続きを巡つて文部卿権本式揚と陸軍卿山縣有朋の間で応酬があつた。

鳥取城では、陸軍からの払い下げを予測した県によつて、城内の借地の整理がすすめられていた。鳥取県としては、師範学校が併設されて手狭になつた中学校の用地を探しており、おそらくそれを念頭において調整していたものと思われる。鳥取県は明治二年に陸軍省に学校用地の無償貸与を申請して許可され、中学校校舎の建設を開始した。しかし、鳥取池田家がその土地も含めて購入することとなつたため、用地の取り扱いが後々問題となつてくる。『鳥取西高等学校百年史』によれば、明治三年に池田家から突然校地の返却を求められたというが<sup>(注16)</sup>、これは陸軍時代から続く無償貸借契約の期限切れを機会としたものだつたと思われる。この後、池田家と鳥取県は有償での借地契約を締結し、借用期限ごとに五年契約の契約書を取り交わすこととなつた。

これは、広大な城郭跡地を公共用地として活用したい地元側と、文化遺産的な位置づけで保存したい中央側の思惑の双方をある程度満たす案であつたといえる。

池田家は、払下げを受けたのち、私有地であることから、鳥

取城への一般市民の立ち入りを制限していた。しかし、市民の間では、都市の顔ともいえる鳥取城の利用の希望が強くあり、池田家もその声にある程度は応えている。たとえば、明治四十年には、皇太子行啓の宿舎として仁風閣が建築されているが、これは池田家が私邸として費用を負担し提供したものであった（その後の大正十一年、建物の保存を条件に建物は鳥取県に寄附され、土地の無償貸与の契約を取り交わしている）。また、鉄道山陰線の開通記念式典等、大きなイベントの際には、会場としても提供された。

大正時代に入り、久松山の公園化についての要望が高まる、当時の当主・池田仲博は地元の声に応えて資金を提供し、城代屋敷、米蔵跡、二ノ丸跡の範囲を遊園地として整備することとした。「久松遊園地」の呼称は池田家側からの提案であり、あくまで私有地であることから当初は「公園」の呼称を許さなかつたものと思われる。この時の公園の基本設計は明治神宮外苑の設計者として知られる折下吉延で、城代屋敷跡については段差を削平してグラウンドを設置しているものの、極力旧状を維持する設計としている。

この公園は、池田家が出資し、鳥取県が施工・設計監理を行つて工事を完成させた後、鳥取市に引き渡され、以後公園の管理運営にあたることとなつた。

久松公園が整備され、利用者が増えるにつれ、市民の久松山開放の声はさらに高まり、市会でもたびたび要望が上がるようになる。若手の政財界人の集まる鳥取会などが中心となつて池田家と協議した結果、昭和四年に池田家は全山解放を許可することとなつた。

そして、昭和一八年の鳥取大震災を経て、昭和一九年、旧藩

主池田家は、ついに鳥取城跡全体を鳥取市に寄贈することとなる。

「鳥取大震災」周年を記念して寄贈するという名目であった。

なお、池田家は、寄贈に際し古跡の保存を条件としており、陸軍省から取得した際と姿勢は一貫している。

当初は県に建物を寄贈した仁風閣、及び有料の賃借契約を結んでいた鳥取第一中学校用地については市への寄贈から除外することになっていたようだが、最終的にはまとめて市に寄贈することとなつた。県がこれらの土地の寄贈を要望していたが、何らかの理由で池田家が県への寄贈に同意しなかつたためである。県は池田家への要望書を廃案とした後、市に当該地の県への寄贈を求めているが、市の同意も得られなかつたようで、現在まで仁風閣及び鳥取第一中学校の土地は鳥取市有となつてゐる。

### まとめ

以上みてきたように、鳥取城及び城郭の取り扱いは、その都度きわめて実際的な理由で方針が決められてきたものであり、破却された城についても、巷間言われるような「明治新政府による幕府体制の否定」を主目的として壊されたわけではない。その後の用地の変遷についても、旧藩主池田家が「古跡の保存」を常に気にかけている点を除けば、きわめて合理的な理由に基づくものであつて、情緒的な要素はほとんど見られない。

明治四年の廢藩置県までの新政府は「藩主の権威の否定」を意図して実行させる余力も能力も持ち合わせていなかつたし、それ以降は財政などの政府内の事情で取り扱い方針が定められていたのである。むしろ、「從來の権威の否定」といつた事柄は、関係者以外の、建造物の消滅等を見た人々が感じたものであり、

結果的なものだたと考えられる。

また、城郭の破壊の進行と並行するように、文化財としての城郭建造物という視点も次第に一般化しており、保存される可能性は年を追うごとに高まつた。

### (注)

1. 森山英一『明治維新 露城一覧』(新人物往来社、一九八九) たとえば、森山英一「旧陸軍における城郭管理の変遷と築城史研究の沿革について」(関西城郭研究会『城』一四六、一九九四)、広瀬繁明「日本城郭の検証から保存へ—明治維新以降の城郭認識の視点から—」(織豊期城郭研究会『織豊城郭』十号、二〇〇三)、堀田浩之「近代の姫路城に関する覚書—鳥羽正雄コレクションの資料紹介を兼ねて—」(兵庫県立歴史博物館『塵界』一五、二〇〇四)などの成果がある。また、『姫路市史』一四巻「別編 姫路城」など、自治体史でも個別城郭の近代史は取り上げられている。
2. 森山英一『明治維新 露城一覧』(新人物往来社、一九八九)
3. 仙台城、萩城などが典型的な廢棄城郭である。
4. 幕末から藩主小出家は城郭改修を願い出たが、慶応四年(一八六八年)一月二八日に明治政府が陣屋改修を許可した。
5. 『史跡名勝天然記念物』第十九集第六・七合併号(一九四四) 所載
6. 『鳥取県歴史』三(政治部 県治) 国立公文書館所蔵
7. 天保九(一八三八)～明治三〇(一八九七)。薩摩藩出身で、慶応元年英國留学の経験がある。初代東京帝室博物館長を務めなど、近代初期の文化財行政に大きく貢献している。
8. 文政七年(一八二四)～明治九年(一八七六)。紀州出身の学者・勤王運動家。

9. Maximilian August Scipio von Brandt。一八三五～一九一〇。

万延元年（一八六〇）、日普修好通商条約調印のために来日したプロイセン使節団の武官を務める。文久二年（一八六二）から

明治八年（一八七五）まで駐日代理公使・全権公使を歴任した。その後も、清国大使などを務めた。当時有数の東アジア学者と目されており、多数の著書を著したほか、東洋美術品の収集も行つた。名古屋城を視察した時点では日一〇年ほどであり、日本文化についてもある程度理解していたと思われる。工兵大佐中村重遠とともに、名古屋城の保存を政府に働きかけ、天守・御殿の保存を陸軍省に認めさせている。

10. 天保六年（一八三五）～明治二三年（一八九〇）。神奈川県権知事、名古屋県権令、島根県令等を務める。

11. ただしこの陸軍省達が実際に決済され、施行されたかどうかは、『太政類典』の記載からは判然としない。

12. 前掲『鳥取県史料』三。

13. 従来、鳥取城の建造物の古写真はこの時喜多村がすべて撮影したものと考えられてきたが、被写体の状態や判型に異同があり、「池田侯爵家旧蔵」として『鳥取県郷土史』に掲載されている写真などはより古い時期のものと思われる。

14. 本書には収録できなかつたが、兵庫県立歴史博物館所蔵鳥羽正雄コレクション中に、明治一〇年から一三年にかけての鳥取城の調書が含まれており、建造物の状況が把握できる。明治八年に解体されたのは、天球丸・二ノ丸の櫓を除く建物で、三ノ丸の建物は改修され、明治一一年末まで兵営として実用に供されていた。

15. 中村進一郎ともいう。天保二一年（一八四〇）～明治一七年（一八八四）。姫路城、名古屋城の建造物保存に、軍人の立場で取

り組み、工兵第一方面提理などの職にあつて、省有城郭の管理方針にも関与した。

#### 付記

鳥取城の近代史については、県史・市史等で簡単に触れられているほか、山根幸恵・清末忠人『久松山』（県政新聞鳥取総局、一九八三）が個別事例を紹介している。また、著者も鳥取市教育委員会編『鳥取城調査研究年報』一～五号（鳥取市教育委員会、一〇〇八～一〇一二）でも事例を紹介した（掲載資料については、一部本書と重複する）。

## 明治維新～廢藩置縣前後の鳥取城跡

### 【参考事例1】

明治元年十月七日

覺

一 城郭普請之儀者、旧幕府之節、總而奉願候得共、此度御一  
新ニ付而者、如何相心得可申哉

但、修覆之儀者、奉願候ニ及間敷候哉

右之通奉窺候。何卒急速御指揮被下候様奉願候 以上

十月七日 増山対馬守家来

都築藏人

弁事御役所

再後、城郭普請修理等、總而繪図面ヲ以テ願伺候様可致之旨、  
返答三及ヒ候事

右押紙シテ弁事え返ス

(JACAR Ref. C09080191800) 「諸願窺届留 波十六 明治元年  
十月」〔防衛省防衛研究所〕

### 【参考事例2】

明治三年九月 高松藩

城郭等廃撤ス

高松藩 犀官宛

当藩城郭樓櫓等、致破壊候向ハ、補理不相加、自今撤去失費相  
省申度奉存候。此段奉伺候。以上 三年九月十三日藩  
同之通

(太政類典 第一編 第百七卷)

### 【参考事例3】

明治四年四月

高松藩同弁官宛

古今沿革兵制一変、旧城廃撤云々、熊本膳所二藩一般ノ見込ニ  
付、去歳当藩城郭破壊ニ任セ修理ヲ不加趣奉窺候處、尋テ窺ノ  
通仰出候。然ル処 門牆樓櫓徒ニ腐朽ニ附シ、天物ヲ暴殄スル  
ニ不忍、仍テ自今漸次廃撤シ、木石ヲ代取シ開墾ノ材ニ供シ、  
無用ヲ転シ有用ト為シ、且陋習一洗開花ノ一助ニ仕度、此段御  
指揮奉窺候。以上 四年四月藩

伺之通

但、開墾之儀ハ精細取調可申出候事

(太政類典 第一編 第百七卷)

### 【解説】

参考事例1は、伊勢高島城の城郭普請の伺。明治以降の築城  
としては小出氏の園部城（陣屋）整備が有名だが、他藩でも、  
従来同様の手続きをとろうとしていたことが分かる。明治政府  
自身も、この時点では幕府の従来の手続きを踏襲しようとして  
いる。しかしこのような例はやはり少数派であり、参考事例2、  
3の高松城のように、負担の大きい城郭建物の維持を放棄し、  
また、実用目的に転用しようとする藩が多かつた。

明治四年までの城郭破壊は、戊辰戦争等の戦災を除けば、基  
本的には旧藩自身の方針に基づくものであり、決して明治新政  
府の意向によるものではなかった。参考事例3では確かに城郭  
を無用から有用に転用し「陋習一洗開花ノ一助」としたいとは  
述べているが、主目的は開墾等の材料確保であった。なお、高  
松城などでは、熊本城・膳所城の取り扱いを規範的なものと認

識していたようである。

### 【資料1】地方城郭の所管を兵部省とする（明治四年八月）

明治四年八月二十日

兵部省同

各所鎮台ノ儀、兼テ伺済ノ通布令致候処、猶又別紙二ヶ条ノ通書載布告致度、此段相伺候也

### 地方城郭ノ儀兵部省管轄被仰付候事

但県ニ於テ明細ノ図面相調早々兵部省へ可差出事

〔太政類典 第二編 第二百十四巻〕

### 【解説】

明治維新直後、新政府の体制が固まるまでの間、各地の城郭の管理は引き続き各藩が行つていた。このため、新規の城郭修復を行う藩もあれば、経済的負担の大きい城郭を廃棄する藩もあつた。明治政府の意向によるというよりは各地の都合で處理されたもので、版籍奉還後も事情はさほど変わらなかつた。明治四年の廢藩置県によって、「軍事に關わる施設」すべてが兵部省の管理となり、近世城郭の管理が国に一元化されるまで、その取扱いに統一的な基準はなかつたのである。

この間、鳥取城は比較的現状維持されており、建造物も大部分は健在であつた。

鳥取県庁ハ、旧藩以来鳥取城中ニ設置セシカ、明治四年辛未十月二十日、元民政・会計両局内ニ転移ス。是、県庁ノ創立タリ。同年十一月十五日、鳥取県廢セラレ、更ニ鳥取県ヲ置レ、同日、従五位河田景與、鳥取県權令ニ任セラレ、同十二月三日、旧藩権大參事河崎齊、鳥取県七等出仕ニ補セラレ、同月廿四日、権令河田景與入県シ、旧藩大參事鶴殿長道同少參事岡嶋正修等、旧県事務ヲ更替授付シ、明治五年壬申正月四日政始ヲ以、新県施政ノ始トシ、諸般ノ改革相次テ行フ。

令河田景與入県シ、旧藩大參事鶴殿長道同少參事岡嶋正修等、旧県事務ヲ更替授付シ、明治五年壬申正月四日政始ヲ以、新県施政ノ始トシ、諸般ノ改革相次テ行フ。

〔鳥取県歴史〕三・政治部 県治〔国立公文書館〕

〔新鳥取県史〕近代1「鳥取県史料1」 所載

### 【解説】

兵部省所管となつたため、城郭に県庁を置いていた鳥取県や飾磨県（姫路城）などは、借地として現地で存続させるか、城外の県の土地に移転するかの判断を迫られた。鳥取県は県庁を城外に移転することとした。権令に任じられた河田は、城内への再移転を考えていたのか、城郭建物を県庁で借用することを願い出ている（資料5）。

【資料2】城郭の破壊について（明治五年七月以降決裁か）

陸軍省へ達

府県城墨取毀ノ儀ハ、自今伺ヲ經可致處置事

（別紙）

拝啓仕候。陳者、今般巡回二付、名護屋城一覽之処、実ニ感心之至ニ有之。此壯觀、更ニ可比物無之哉ニ存候。天守ノ廣大ハ

### 【資料2】鳥取城外に県庁を移転（明治四年一〇月）

恐ク海外ニモ不可恥物ト存候。願クハ千載ノ後ニ至迄、當時  
大ノ美觀存置申度事ニ御座候。唯今ヨリ遺念仕候ハ、追々人氣  
変換ニヨリ毀可申様立至リ候ハンモ難計、且方今ハ陸軍省管轄  
ニテ鎮台分營ノ兵卒屯所ト相成、累日破ルゝ斗ニ有之、誠ニ以

テ可惜ノ次第二御座候。御熟知之通英國府内ニ有之候「タワ・ヲ  
フロンドン」ト申古城跡抔ハ、今ニ存保致シ、兵器不殘羅列  
シ、我皇國中古ノ甲冑ヲ陳列有之候事ニテ、是ハ兵器ノ「ミ  
セーム」ト相成、庶人ノ一見ヲ導ク者ハ古昔ノ服ヲ相用申事ニ  
有之候。右者自今于城ノ実用ニハ適不申候テモ、上古ノ保存シ  
有之候名護屋城抔ハ、即此類ニ可有。今ヨリ御保護ニ相成候様  
御座候得ハ、國ノ宝トモ相成可申歟ト存候。右遺憾之至情、早々  
申上候間、宜御取捨可被下候様、猶委細ハ帰府之上拌陳可仕候  
得共、自然御考慮ノ上ハ、将来保護之目的手段等取調可申上候  
以上

壬申六月七日

世古延世  
町田久成

### 大隈參議殿

(太政類典 第二編 第二百十四卷)

【資料4】陸軍省の城郭調査（明治五年三月）

城郭兵器等調査ノ為、陸軍省官員各府県へ派出ス、附取調方

陸軍省達 諸県

今般、城郭兵器等為取調、當省官員各府県へ派出巡回為致候ニ

付テハ、別紙ノ件々詳細取調、出張官員へ可申出候事  
別紙

一 城郭堡壘練兵場等、總テ兵事ニ関係シ建築スル者ハ、土地

【参考事例4】

庚号外

（中略）

並廬屋樹木等、悉ク当省管轄ニ候条、詳細取調可申出事  
但、城郭ノ儀ニ付テハ、追々届出候向キモ、尚又今般  
明細可申出事

一 各地方県庁、新ニ民政ノ為メ建築スルモノヲ除クノ外、從  
前藩序ト唱ル者、大抵陸軍所轄ニ候ヘハ、同様可相心得、  
尤城ヲ去テ別ニ藩序ヲ置キ候類、其次第委曲可申出候事  
一 是迄學校ト唱ヘシ内、弓劍等演習其他武事關係ノ場所ハ、  
其地面ノ広狹建物立木等、逐一可申出候事  
（太政類典）第二編・兵制四十一・雜（国立公文書館）

【解説】

明治四年の廢藩置県・鎮台設置に伴い、旧藩の常備軍が解体  
され、それまで旧藩で管理されていた城郭の管理が兵部省に一  
元化された。戊辰戦争後の城郭の取り扱いは、修復されるもの、  
解体されるものなど各地域の判断によつてさまざまだったが、  
明治四年以降は、一応兵部省が統一的に判断することとなつた。

資料4にみられるように、明治五年になると、兵部省の後を  
受けた陸軍省が財産調査を開始し、建物・立木も含めて把握を  
すすめている。これは、所管城郭の建造物等の払下げによる財  
源の確保を目的としたもので、かなり拙速に各県に売却の指示  
が出されている。

名古屋城本丸殿屋、東京鎮台第三分營え可引渡旨御達ニ付、本日十二日悉皆引渡申候。付而ハ、右殿屋之儀先般独逸国公使發遊覽之節、何れも及激賞、斯ル旧觀ハ何卒不及破壞様、厚保護有之度旨、各国公使拝而申聞候程之儀ニ付、旧觀消磨不致様、尚更御注意有之度、此段御届申候。以上。

壬申九月廿五日 愛知県権参事 松井清蔭

愛知県権令

井関盛良

陸軍大輔山縣有朋殿

(JACAR Ref.C09121277600、「大日記」明治五年九月 諸県  
一一二二) [防衛省防衛研究所)

### 【解説】

廢藩置県後、陸軍省の所管となつた旧城郭は、陸軍省の財源として解体撤去・公売が進められようとしていた。資料3は、その状況を憂いた世古延世と町田久成（のち東京国立博物館初代館長）が、参議大隈重信に名古屋城を例として、城郭の取り扱いを、陸軍省の一存ではなく政府として決裁するよう求めしたもの。イギリス留学の経験を持つ町田は、ロンドン塔を引き合いで出し、博物館的な利用をも提案している。この時点で既に、城郭に対する古跡・文化財としての視点の萌芽がみられることが注目に値する。残念ながら、決裁・施行の時期については、『太政類典』の記述では不明瞭である。

また、名古屋城については、町田らと同時期には、愛知県も重要性を認識していた。参考事例4にみられるように、その背景には外国人公使たちによる高い評価があつた。特に、この資料に「独逸国公使」と記述されているマックス・フォン・ブランコトは、は日本・朝鮮・清国で公使を歴任し、多数の著書を残

した当時の一流東アジア学者でもあり、工兵大佐・中村重遠とともに、陸軍省所管期の近世城郭の保存に尽力した人物である。

【資料5】鳥取県内陣屋等の入札の猶予について（明治五年七月）

第六百七十九号

懸揚之地陣屋立木明細書入札等御猶予願  
当県内兵事ニ関係之場所、建物立木其外共依御達取調、過日巡回谷田陸軍中尉・児玉陸軍中尉、図面書類共取揃差出候處、左之陣屋三ヶ所ハ、県庁より懸揚之地所ニ付、別段為取調、各所へ官員差出置候得共、何分遠隔之地故、入札等速々相懸不申、尤建物図面等ハ、已ニ相整居候得共、每所区々差出候而ハ却而銚鑄不可然ニ而、各所立木明細書及入札書、夫々一秋ニ仕立、進達仕度候間、何卒當月中御猶予被下度、此段相伺候也

壬申六月十五日

鳥取県権参事 関義臣

鳥取権令 河田景与

七月十三日

陸軍省御中

(書入) (書面聞届難事)

故陣屋

因幡国岩井郡

浦富

伯耆国久米郡

倉吉

(JACAR Ref. C04025101600' 明治五年「大日記 壬申七月 府県之部庚」〔防衛省防衛研究所〕)

### 【解説】

資料5は、明治五年、陸軍省の指示により鳥取県内の城郭・陣屋などは公売に付されることとなつたが、急な指示だつたため、鳥取県の浦富や倉吉、八橋の陣屋などでは、準備が間に合わなかつたことを示す史料である。鳥取県は入札の期日の猶予を陸軍省に申請したが却下されており、この時、陸軍省が拙速に城郭の売却を進めようとしていたことが分かる。これは、資料4でみたように、不要城郭の施設売却によって、陸軍省の財源を確保しようという意図があつたためである。

資料6で伺われた河田景興の免官は七月十九日付で決済となり、鳥取県には八月二日に免官の宣旨が届いている(『鳥取県史料』四)。「地方官の任に不相当」とあえて追記されている点が注目される。

権参事関義臣は、河田不在の鳥取県の県治確立に尽力したが、鳥取城の建物保存にはあまり熱心ではなかつたようである。

### 【資料7】鳥取城中建物の貸借願 (明治五年七月)

第一千二十九号

城中建物之内県庁御貸渡し願

旧藩城中諸建物夫々入札、過日進達致し候内、旧来扇邸と相唱候別紙図面朱引之場所は、入札之上高札ニ落し払下ヶ取斗、其余之場所建物共、当県庁へ其儘御借被仰付度、此段奉願候也

鳥取県権令 河田景興

壬申 七月十九日

(書入) (書面払下之義難聞届候間、凡テ当分之内貸渡候事)

但証書差出可申事)

(JACAR Ref. C04025121600' 明治五年「大日記 壬申八月 府県之部己」〔防衛省防衛研究所〕)

追而伺、同人義ハ地方官之任、不相當可有之被存候

(「諸官進退・諸官進退状第八卷・明治五年七月」〔国立公文書館〕)

### 【解説】

権令河田景興が、扇亭と呼ばれてきた場所を高値で払下げるるので、鳥取城のその他の土地建物は鳥取県にそのまま貸し付けられるよう陸軍省に求めたもの。

旧鳥取藩士である河田景與は、鳥取城を県庁が借り受ける意向を持っていた。資料7の決裁を見ると扇邸の払い下げだけが許可されなかつたよう見えるが、資料9をみると、鳥取城内の建物の払下の事務が進められており、建造物の借用許可も本当に「当面」のことであつたことがわかる。

【資料8】不要城郭の取り扱い（明治五年七月）

全国一般の城郭、悉皆当省管轄ニ候處、将来配兵ノ目途立、城郭中不要ノ地所ハ、追テ其地方官へ引渡可申見込候。然ル處、先般諸省御用地タリトモ、相対ヲ以テ買上可致御達ノ趣ニ候ヘハ、入用ノ地所ハ、無論相応ノ代価ヲ以テ買上ケ可致姿ニ有之候トモ、金子定額有之候ヘハ、トテモ行届兼候ハ必然ノ事ニ候。依テハ、前条城郭等無代ニテ他向へ引渡候上ハ、向後当省入用ノ地所ハ、總テ無代ニテ御引渡相成候様致度、併御不都合ノ廉モ有之、右難相成候ハ、不要ノ城郭地所等、今日ヨリ相当ノ代価ヲ以テ売払置可申哉。兩条ノ内、至急御決定相成度此段申進候也。

壬申七月二十八日

山縣陸軍大輔

正院  
御中

（「公文錄 第四十一卷 壬申五月～七月 陸軍省同」・国立公文書館）

壬申

七月廿九日

鳥取県

【解説】

陸軍省は、当初、将来軍事制度が確立し、所管する城郭の要・

（書入）（書面反射竪之義入札高札ヲ以テ払下代価当省築造局へ可相納候事）

不要が明確になつた段階で、不要のものについては各県に引き渡す方針だつた。しかし、将来必要となる土地の取得について、各省間で売買することとなつたため、陸軍省は所管している城郭を無償で手放すことに抵抗することとなつた。今後陸軍省の必要とする土地は無償で提供するよう求めており、資料8では、それが許可されないならば、不要城郭は土地建物とも陸軍省で売却し将来の財源に充てるとしてゐる。明治五年の入札の指示は、このような陸軍省の考えに基づいて行われており、政府全体の同意を得たものではなかつた。翌年の所謂「廢城令」は、このような状況を整理するためのものであつた。

【資料9】陣屋等の払い下げについて（明治五年八月）

第一千〇三十号

諸陣屋等御払下之義ニ付伺

先達而御届仕候入札残之分、米子城内字番号帳并入札九十三通、鳥取城内三ヶ所、諸陣屋及農兵屯所共、漸取調相済候間、入札相添進達仕候。且伯耆国八橋郡六尾村反射竪建物は、悉皆茅葺ニテ、木材等家僕品ニ御座候處、右建家ニハ旧來反射竪懸り之者を差置候處、今般入札御払下ケ相成候付而ハ、何卒居残り御下渡し被下度段願出候處、情実無余儀相聞候ニ付、願書并ニ岡面とも併而差出し候間、宜御詮議被下度候也

(JACAR Ref.C04025121600、「大日記 壬申八月 府県之部 己」)  
〔防衛省防衛研究所〕

#### 【解説】

資料5と同様、陸軍省の指示により鳥取県が陣屋・城郭の入札を進めていたことを示す。八橋の反射炉については、粗略であり、現居住している「反射炉懸り之者」にそのまま払下げた旨申し出ているが、やはり却下されている。軍事的な意味合いが加味されたためであるのか、単に可能な限り高額に販売しようとしたためなのかは不明であるが、この時点の陸軍省はかなり強権的に振る舞つている。

#### 【資料10】太鼓御門での時報の廃止（明治五年九月）

城内元太鼓楼ニ於テ報時太鼓廃し候御届  
鳥取城内元太鼓楼ニ於テ、報時太鼓相用候段、先般及御届置候  
處、今般受取市中藪片原町へ報時金樓相設候ニ付、各場所報時  
太鼓之義を致廢止候。此段及御届候也。

壬申九月十八日

鳥取県権参考事 河野 通  
鳥取県參事 関 義臣

山縣陸軍大輔殿

(JACAR Ref.C09121260300、「大日記 明治五年八月 諸県之部  
己」)〔防衛省防衛研究所〕

#### 【解説】

鳥取県は、同じ年の七月に入札・売却しようとしていた扇亭について、九月には官吏の住宅としての借入を要望していた。これについては陸軍省ではなく大蔵省に問い合わせられ、許可されたようである。後に鳥取県はこの件を取り下げるが、その際は陸軍省に直接申し出ている。城郭の管理について、県・政府とも所轄がまだ明確でなかつたためかと思われる。

藪片原町に時報用の鐘楼を設置したため、旧鳥取藩以来時報として使用されていた太鼓御門の時打ちの太鼓を廃止したことの届出である。陸軍省所管となつた鳥取城から、行政機能を転出させたものと思われる。資料12の惣門の撤去とあわせ、近世城郭がもつていた多様な機能が、廢藩置県後に、地方官の手で次第に他に置き換えられていったことが分かる。

#### 【資料11】扇邸の県への貸与について（明治五年九月）

第九百七十一号

旧鳥取城中扇邸と称來候家作、同県より官員居宅ニ貸渡度由伺  
出候處、右は御省ニ而御差支リ無之哉、及御照会候間、至急御  
回答有之度候也

壬申九月廿七日 大蔵省

陸軍省御中

(JACAR Ref.C04025140800、「大日記 壬申九月 諸省府県之部  
庚」)〔防衛省防衛研究所〕

#### 【解説】

鳥取県は、同じ年の七月に入札・売却しようとしていた扇亭について、九月には官吏の住宅としての借入を要望していた。これについては陸軍省ではなく大蔵省に問い合わせられ、許可されたようである。後に鳥取県はこの件を取り下げるが、その際は陸軍省に直接申し出ている。城郭の管理について、県・政府とも所轄がまだ明確でなかつたためかと思われる。

## 【資料12】惣門の撤去について（明治五年九月）

鳥取元城下從前「ノ廓口」之冠木門取除度伺

鳥取元城下、從前「ノ廓口」之冠木門取除度伺  
之候處、旧県以来番人廢止、昼夜明ケ放し相來居、即今無用ニ  
屬し候者二付、入札払下ニ致し、取除ケ申度存居、此段奉伺候。

至急御指揮被下度候也。

但し、先般御取調、御省御所轄ニ相成候箇所之外ニは御座候得

共、從前兵事關係之場所ニ付有奉伺候。此段為念届置候。

壬申九月廿九日 鳥取県権参事 河野 通

鳥取県参事 関 義臣

山縣陸軍大輔殿

(書入) (書面冠木門取除方ハ伺之通 左右垣等有之候は其儘可  
残置事 且 本文壳拵代金ハ当省可相納事 十月四日)

鳥取城下從前「ノ廓口」之冠木門

|        |       |
|--------|-------|
| 一 宮内口  | 一 壱ヶ所 |
| 一 江崎口  | 一 壱ヶ所 |
| 一 若桜口  | 一 壱ヶ所 |
| 一 智頭口  | 一 壱ヶ所 |
| 一 鹿児口  | 一 壱ヶ所 |
| 一 内丹後口 | 一 壱ヶ所 |
| 一 外丹後口 | 一 壱ヶ所 |
| 一 馬場口  | 一 壱ヶ所 |
| 一 山手口  | 一 壱ヶ所 |

右之通

(JACAR Ref.C09121279700、「大日記 明治五年九月

諸県

## 【解説】

鳥取城下町の、「惣門」と呼ばれる町人地と重臣の居住地（二ノ廓・葵研堀の内側）を区画する門の撤去について、鳥取県が陸軍省に届け出たもの。陸軍省の取調べの際には「管轄外」とされていたため、県としては確認のために問い合わせたものだが、陸軍省は軍事施設として石垣の保存と門の払い下げ代金は県ではなく陸軍省のものであるとして、納入を指示した。近世城下町を特徴づける施設が失われていく状況とともに、陸軍省が、城郭など旧軍事施設に、財源としてかなりの関心をもつていたことを示している。

## 【資料13】旧鳥取藩武場の借用について（明治五年十月）

庚第一千〇四十六号 第千六百八十六号

御所轄の建物借用致し度義二付伺

当県下、從来之学校ニおゐて洋學習業為致置候處、追々生徒相増、當時相用ひ候学校手狭ニ而差置、致困却候。然ルニ同所構内ニ、別紙図面之通、已前之武場有之。右は先般御省御所轄相成候得共、兼而右建物之儘学校ニ相用ひ候ハ、弁利宜敷候間、御差支も無之候得共、御貸渡被下度。依而図面相添此段相伺候。至急御指揮被下度候也。

壬申十月十九日

鳥取県権参事 河野 通

鳥取県参事 関 義臣

山縣陸軍大輔殿

(書入 (伺之通貸渡候條、証書可差出候事 十月三十日)  
(JACAR Ref. C09121286000、「大日記 明治五年一〇月～一  
月 諸県」(防衛省防衛研究所))

【資料14】武場の借用の許可（明治五年十月）  
別紙鳥取県願書之儀、無余儀次第且差支も無之候間、當分之間  
御貸渡相成可然奉存候。此段申達候也

壬申十月廿九日 築造局

秘史局御中

追而本文之場處御貸渡之上ハ有之証書差出可申候様御達

ニ被及度候也

(JACAR Ref. C09121285900、「大日記 明治五年一〇月～一  
月 諸県」(防衛省防衛研究所))

【資料15】武場の借用書（明治五年十一月）  
証

元鳥取縣郭内武場、繪図面之通拝借之義御聞届相成候ニ付ては、  
御入用之節は返上可致段、尤取崩致節は可相伺可申、建具其外  
員數之義は別紙之通相違無之候間、為後証如件

明治五年壬申十一月三日 鳥取県參事 関 義臣  
山縣陸軍大輔殿  
(JACAR Ref. C09121297200、「大日記 明治五年一〇月～一  
月 諸県」(防衛省防衛研究所))

【解説】

鳥取県が大蔵省に、以前借用願を提出していた「旧扇邸」の  
建物の借用について、取り消しを申請したもの。あわせて証書  
の返還を求めている。借用の伺は大蔵省に提出されていようた

【資料13】  
13～15は、鳥取県が、学校施設が手狭になつたため、陸

【資料16】扇邸の借用取りやめ（明治五年十一月）  
第二千三百〇九号

旧藩城中建物之内返上願

当七月廿九日付を以、旧藩城中諸建物之内、旧來扇邸と唱へ候  
場所、當県庁より拝借仕度候願済之上、右拝借証書進達仕置候  
處、今般都合之儀も有之依而、返上仕候間、聞届被成下証書御  
差返し被下度、此段奉願候也

壬申十一月十三日 鳥取県參事 関 義臣  
山縣陸軍大輔殿  
(書入) (願之通 但し証書差戻候事)

(JACAR Ref. C09121297700、「大日記 明治五年一〇月～一  
月 諸県」(防衛省防衛研究所))

【解説】

鳥取県が大蔵省に、以前借用願を提出していた「旧扇邸」の  
建物の借用について、取り消しを申請したもの。あわせて証書  
の返還を求めている。借用の伺は大蔵省に提出されていようた

軍省所管の旧尚徳館武場の借用を求めたもの。本書には収録し  
ていないが、着彩された絵図が添付されており、尚徳館武場の  
規模もわかる。陸軍省所管となつていても、当面不要の土地に  
関しては比較的柔軟な対応がとられていたことが分かる。陸軍  
省側が特に必要とする場合を除き、城郭跡の実際の管理は府県  
に委任されていたことから、地域の要望もある程度は考慮され  
ていたものと考えられる。

が、所有権が陸軍省にあつたため、証書は陸軍省宛に提出され、いた。鳥取県が扇邸を不要とするようになった理由は不明である。

### 「廃城令」と鳥取城跡

【資料18】「全国城郭存廃ノ処分並兵營地等撰定方」（明治六年一月）

陸軍省へ達

【資料17】存城・廢城の分類（明治五年十一月）  
全國元藩々城郭陣屋等、當省現今必要之分ハ第一別冊、其余不要之分第二別冊之通有之候間、廢城被仰付、地方官江御引渡相成可然存候。尤、大藏省打合候所、異存無之趣ニ候間、別紙之趣意ヲ以而早々両省へ御沙汰相成度、此段申進候也。

壬申十一月廿四日

山縣陸軍大輔

正院御中

猶以、別紙之内略相記候通、此先當省入用之分ハ、勿論無代二而御引渡相成度、現今差向、鎮台差置度箇所ハ、第一別冊ニ〇印ヲ以テ申進候間、御引渡相成候様致度存候。

（公文錄 明治六年 第二八卷）（国立公文書館）

可受取事

【解説】翌年の所謂「廃城令」の前提として、陸軍省は明治五年に旧城郭・陣屋の軍用地としての要・不要を書き上げた帳面を作成した。「廢城」という言葉を用いているが、これは「軍事施設としての供用停止」に近い意味であり、城郭建造物の撤去や石垣等土木構造物の破却を命じたものではない。近世の破城とは意味合いが異なつていたのである。

大藏省へ達

全国城郭及軍事ニ関涉する地所建物、是迄陸軍省管轄ノ處、今まで作成した。「廢城」という言葉を用いているが、これは「軍事施設としての供用停止」に近い意味であり、城郭建造物の撤去や石垣等土木構造物の破却を命じたものではない。近世の破城とは意味合いが異なつていたのである。

（太政類典 第二編 兵制十三 鎮台及諸庁制置四）

【資料19】陸軍所管の城郭の管理を府県に委託（明治六年一月）

## 陸軍省達

京都府並新潟県山梨県等四十七県

全国諸城郭、其他軍事ニ関涉スル當所ノ内、不要ノ分ハ一切被廃、公用ノ分ハ別冊ノ通、城郭ハ勿論總テ軍事ニ關スル地所立木建物共、今般更ニ當省管轄ニ被仰付候、就テハ當分ノ間其府県へ預ケ置候條、向後損毀失亡等有之節ハ、処分ノ義當省へ可伺出候事

但、既ニ鎮台所轄ニ相居候分ハ此例ニアラス、且又昨年中払下ノ見込ヲ以テ入札為致候儀ハ一切取消ノ事

(「太政類典 第二編 兵制十三 鎮台及諸厅制置四」)

## 【解説】

所謂「廢城令」は、太政官から陸軍省・大蔵省への達(資料18)と、陸軍省から府県に宛てた通達(資料19)など、一連の旧城郭の管轄分けのための法令を指している。文面からみる限り、

本来の目的は陸軍省所管の城郭と大蔵省所管の城郭を区別し、処分方法と払下げ代価の納入先を明確にしようとしたものであった。先に述べたように、廢城とは「軍事施設として廢止すべき城」であり、存城とは「軍事施設として存続すべき城」という意味である。「存城」とされた城についても、当面陸軍省直轄では管理できず、各府県に管理を委託している。区分自体は前年のものを踏襲しているが、松山城のように、この時「不要」とされていながら、後に軍用地として再取得されているケースや、鳥取の浦富陣屋のようにそもそもリストから漏れていたケースも散見し、陸軍省の判断が完全に固まっていたわけではないことが分かる。

## 【資料20】鳥取城の建物の要・不要について（明治六年六月）

鳥取城内建物雨漏之ヶ所修繕之義同県より伺出候ニ付見込  
右城郭内ニハ追々兵營建築可相成候へとも、是迄之處不時兵隊  
出張之節ハ、同城三丸内ニ有之候旧知事居住之大厦屋三ヶ  
處及土藏等は、有用ニ付修繕指し加ヘ、其他石垣并右大厦屋を  
囲ひ候門塀等を除之外、櫓門ニ至ル迄悉入用無之ニ付、払下之  
条、數名之入札を以再び伺出候方、可然被存候。右詮議之上ハ  
旨同縣へ御指令相成度奉存候也

第六月十二日 野津少将

(JACAR Ref.C0707330400、「大日記 明治六年六月、七月 第四局」[防衛省防衛研究所])

## 【解説】

鳥取城内の建物の修繕について、鳥取県から伺いがあつたため、築造局長の野津鎮雄が処理方針を示したもの。後の兵營建築を念頭に置いきつつ「旧知事所有之大厦屋三ヶ處及土藏」は有用であるので修繕し、「石垣」とこれらの建物を囲う「門塀等」は残すが、その他については「櫓門ニ至ル迄」すべて無用であるため、修繕ではなく入札・払下げの方向で県に申請させるよう指示している。これを受けた無用な建造物の撤去が明治八年中に行われ、「陸軍軍政年報」によれば「鳥取城内建物萎縮之部七一」が解体撤去された。古写真を比較すると、「櫓及び土塀・門櫓の揃っているグループ」と、「櫓群だけが映っているグループ」に分けられるのは、この出来事のためである。

【資料21】城郭の管理の確認（明治六年一月）

陸軍省達 諸鎮台

全國城堡之儀、是迄本省直管之箇所多分有之候処、今般更二各  
地方鎮台管轄申付候、就テハ其鎮台出張之經營部官員ハ担当可  
為致、尚鎮台ニ於テ、保存廢毀ヲ不論、見込有之伺出候節ハ、  
同部官員協議之上、伺書可差出、此旨相達候事

臨時新築等、本省決議之分八此限二非又

解說

旧城郭の管理を、陸軍本省から各地方の司令部である鎮台に移管するとともに、保存・廃棄などについては「經營部」と協議した上で本省に伺うよう指示したもの。本省であらかじめ決議した事項は除外することとしている。これによつて、陸軍省所管の旧城郭は、一応統一的な基準のもとで管理されることになつたと思われる。

【資料22】鳥取城建物の利用（明治七年一月）

第二十三号 使府県

明治六年第三百四号布告、記名利札証書第  
同年大藏省第百四十七号布達、横浜為換会社金券、及同省番外  
布達、西京大坂両会社發行金券共、見本下渡候内、鳥取県旧城  
中展観場二於テ、別記ノ通去十二月十四日夜中、何者トモ不知

|             |               |         |        |             |               |         |        |             |             |             |                   |             |        |         |        |
|-------------|---------------|---------|--------|-------------|---------------|---------|--------|-------------|-------------|-------------|-------------------|-------------|--------|---------|--------|
| 一<br>為換會社金券 | 一<br>西京為換會社金券 | 一<br>見本 | 一<br>枚 | 一<br>五<br>圓 | 一<br>大坂為換會社金券 | 一<br>見本 | 二<br>枚 | 二<br>五<br>圓 | 二<br>拾<br>圓 | 二<br>拾<br>圓 | 一<br>東京第一國立銀行發行紙幣 | 五<br>拾<br>圓 | 百<br>圓 | 五百<br>圓 | 千<br>圓 |
| 一<br>為換會社金券 | 一<br>西京為換會社金券 | 一<br>見本 | 一<br>枚 | 一<br>五<br>圓 | 一<br>大坂為換會社金券 | 一<br>見本 | 二<br>枚 | 二<br>五<br>圓 | 二<br>拾<br>圓 | 二<br>拾<br>圓 | 一<br>東京第一國立銀行發行紙幣 | 五<br>拾<br>圓 | 百<br>圓 | 五百<br>圓 | 千<br>圓 |
| 一<br>為換會社金券 | 一<br>西京為換會社金券 | 一<br>見本 | 一<br>枚 | 一<br>五<br>圓 | 一<br>大坂為換會社金券 | 一<br>見本 | 二<br>枚 | 二<br>五<br>圓 | 二<br>拾<br>圓 | 二<br>拾<br>圓 | 一<br>東京第一國立銀行發行紙幣 | 五<br>拾<br>圓 | 百<br>圓 | 五百<br>圓 | 千<br>圓 |
| 一<br>為換會社金券 | 一<br>西京為換會社金券 | 一<br>見本 | 一<br>枚 | 一<br>五<br>圓 | 一<br>大坂為換會社金券 | 一<br>見本 | 二<br>枚 | 二<br>五<br>圓 | 二<br>拾<br>圓 | 二<br>拾<br>圓 | 一<br>東京第一國立銀行發行紙幣 | 五<br>拾<br>圓 | 百<br>圓 | 五百<br>圓 | 千<br>圓 |
| 一<br>為換會社金券 | 一<br>西京為換會社金券 | 一<br>見本 | 一<br>枚 | 一<br>五<br>圓 | 一<br>大坂為換會社金券 | 一<br>見本 | 二<br>枚 | 二<br>五<br>圓 | 二<br>拾<br>圓 | 二<br>拾<br>圓 | 一<br>東京第一國立銀行發行紙幣 | 五<br>拾<br>圓 | 百<br>圓 | 五百<br>圓 | 千<br>圓 |

盜去候段、同縣ヨリ届出候条、各地方官ニ於テ厳密遂探索、右品見当り候ハ、大蔵省ヘ可申出、此旨相達候事

但、本文銀行紙幣会社券共、番記号ノ義八

可及布達候事

内

一枚五円

一枚

一枚

一枚

(JACAR Ref. C07040169300' 「太政官日誌」自第一号一月一日  
至第四〇号三月一九日) [防衛省防衛研究所])

### 【解説】

鳥取城の建造物は、明治一〇年に姫路から分遣隊が派遣され  
るまで、軍事利用されず、待機している状態だった。資料22は、  
から調査が進められており、実際の解体撤去・払下げも、明治  
八年には実施された。鳥取城では、門櫓や番小屋等の小規模な  
建物はこの時失われたが、軍事目的に使用可能な大型の櫓や御  
殿は対象から外れ、明治一二年まで存続した。

なお、島根県の松江城でも、明治八年に天守も含めた城郭建  
築の大部分が入札に付されたが、天守については民間の有志の  
出資により解体撤去を免れ、現存している。

### 【資料23】鳥取城建物の移管（明治七年五月）

第二千七十四号

鳥取県より旧鳥取城諸建物自今第四經營部へ委任候條為心得相  
達

(JACAR Ref. C08052051800' 「送達日記 加一 六五 明治七年五月」 [防衛省防衛研究所])

### 【解説】

明治七年に入ると、陸軍省は積極的に近世城郭の状況把握と  
整理を進めるようになつた。資料23は、その過程の中で管理権  
限を明確にしたものである（なお、この直後の八月に中村重遠  
が第四經營部司令官に着任する）。軍事用に使用可能な材料の収

## 陸軍省所管期の鳥取城跡

【資料24】分遣隊の派遣願の返却

(明治九年十月三十日 同十一月四日來)

別紙旧鳥取県ヨリ、該地へ嘗て被置候儀ニ付上申看詳候處、今日ニ在テハ該県ハ已ニ被廢、島根県へ合併ト相成、施政上ノ都合等モ多少昔日ニ異リ候次第モ可有之ト存候。依テ該上申ハ、一応島根県へ御却下相成可然候。依而御指令案相添、仰御高裁候也。

御指令案

別紙鳥取県ヨリノ上申下戻シ候条若シ其県ニ於テ該事件ニ付意見有之候ハ、更メテ可申出事

明治九年十一月七日

『公文録』(明治九年・第二百九巻)

【資料25】鳥取城への分遣隊の派遣届(明治一〇年一月)

鳥取工分遣隊配置候旨御届

第四軍管姫路師管々内姫路營所ヨリ、分遣隊差置候条、此段御届申候也。

明治十年一月十五日 陸軍卿 山縣有朋

太政大臣 三条実美 殿

(太政類典 外編 明治四年～一〇年 第八〇巻)

### 【解説】

【資料26】鳥取城への分遣隊の派遣指示(明治一〇年一月)  
工六十三号

姫路歩兵一中隊分遣屯營、鳥取城内外適宜之場所鎮台打合セ、イソキ伺出ヘシ

一月十九日 陸軍卿

工兵第四方面

(JACAR Ref. C04027356000、「大日記 砲兵本支廠工兵各方面」)

一月木 陸軍省第一局(防衛省防衛研究所)

【資料27】分遣隊派遣の通知(明治一〇年一月)

姫路歩兵一中隊、鳥取城へ分遣御達ニ付、第四方面本署へ御達相成候處

本年送第七十七号ヲ以、屯營等取調可申出旨、当局へ御達し相成候處、一応第四方面本署へ別紙之通電報ニ而御達し相成度、此段至急相伺候也。

十年一月十九日 第四局長代理 陸軍中佐土屋可成

陸軍卿山縣有朋殿

(書込) (同之通相達候事 一月一九日)

工兵第四方面本署へ電報案

ヒメヂ、ホヘイ、チウタイ、ブンケン、トンエイ、トツトリ、ジヨウ、ナイグワイ、テキギノバショ、チンタイウチアワセ、イソギウカガイ、イヅベシ

(JACAR Ref. C04027155400、「大日記 省内各局参謀近衛病院教師軍馬局 一月水 陸軍省第一局(防衛省防衛研究所)」)

鳥取県は、佐賀の乱の影響で不平士族に不穏な空気が流れ、治安が悪化したことから、陸軍省に分遣隊の派遣を求めていた。実際に分遣隊が派遣されたのは明治一〇年のことで、その時にすでに鳥取県は島根県に併合されていた。陸軍はいつたん派遣申請を島根県に返したが、島根県もやはり派兵を望んだので、

分遣隊が送られることになった。駐屯地には、陸軍所用の「存城」であつた鳥取城が充てられた。

明治十年四月八日

陸軍卿 山縣有朋殿代理

陸軍中將 西郷従道 殿

(別紙) (明治十年四月八日調「鳥取城三ノ丸在來建家兵舎及附屬家二変換直入費取調表」(別紙省略)

(JACAR Ref.C04027396600) 「大日記 砲工兵方面の部 四月木

陸軍省第一局」[防衛省防衛研究所]

【資料28】鳥取城建物修繕着手の許可（明治一〇年一月）  
(JACAR Ref.C04027357200) 「大日記 砲兵本支廠工兵各方面  
一月木 陸軍省第一局」[防衛省防衛研究所]

工兵第四方面本署

鳥取城内在來家屋修繕着手之段伺之通

一月廿三日 卿代理 大山陸軍小輔

【資料29】鳥取城建物の修繕見積もり（明治一〇年四月）  
(JACAR Ref.C04027357200) 「大日記 砲兵本支廠工兵各方面  
一月木 陸軍省第一局」[防衛省防衛研究所]

鳥取城内建屋修繕入費仕様に付申進

一 金七百六十六円九十四銭六厘

右ハ、去一月十五日送第七十七号ヲ以御達相成候、姫路當所歩兵一中隊鳥取へ分遣ニ付テハ、旧城内在來建家に修繕ヲ加ヘ、兵金等ニ御取設相成ニ付テハ、現地ニ因人費等取調着手候ニ而ハ、懸隔ノ土地往復ノ時日ヲ費シ、竣成期限遲延云々伺出之節、追書ヲ以凡七八百円失費ヲ可要、且、右費用當方面營繕費之内ヨリ支払候共差支無之旨申進置、其後尚又御指令ヲ不俟直々着手之上追入費等取調進呈仕度旨、電報ヲ以相伺候処、伺之通御

指令相成、依今般直入費別紙明細書之通、定額費之内ヨリ支払候ニ付、此段御届申進候也

工兵第四方面提理代理

陸軍少佐 飛鳥井推古代理

陸軍大尉 谷村楮介

#### 【解説】

明治七年、施設整備のため、六つの軍管区夫々に工兵方面が設立された。工兵方面は要塞、砲台、屯營、營舎、倉庫などの建築補修、所管地所の管理を行つたほか、工兵用の器具の製造・維持・配給を行つた。

資料28～29は、鳥取城の建造物を陸軍省が改修して使用したこととを示すもので、担当する工兵第四方面の改修内容を知ることができる。また、兵庫県立歴史博物館所蔵の鳥羽正雄資料に、この前後の工兵第四方面的鳥取城の概要調書が残されており、鳥取城三ノ丸は土蔵・御殿ともほぼそのままの形で兵營として活用されたことが判明する。

【資料30】鳥取分遣隊を増派せず（明治一一年八月）

一千三百五十四号 総警第ハ十四号 第千三百五十四号

島根県島取工分遣隊再置ノ儀、權令ヨリ申出候ニ付、御協示之趣致承知候、同県下ハ兼テ少シク頑陋ノ風習モ有之候ヘトモ、目下別ニ紛糾ノ景況モ不相見、且何等申出候儀モ無之就テハ、

警察上取締リ此際更ニ増置等ハ不致見込ニ有之候、畢竟兵隊ノ

再置ヲ申請候ハ、唯ニ不虞ヲ慮ルニ出ル儀ト存候、此段及回報

候也

明治十一年八月二十七日

内務卿 伊藤 博文

陸軍卿 山縣 有朋 殿

(JACRRef. C09120487900、「大日記」明治一一年七月～八月

諸省 六) [防衛省防衛研究所])

【解説】

明治一〇年に既存建物を改修して整備された鳥取城の兵営は、西南戦争の終結等を受けて治安が安定したことにより、明治一一年には実質的に休止されることとなつた。この年の一二月には設備が撤去され、建物も解体撤去・払下げとなる(資料31参照)。

也

工兵第四方面提理代理

明治十年十一月十九日 陸軍少佐 飛鳥井雅古

陸軍卿山縣有朋殿代理

陸軍中将西郷従道殿

(朱) 同之通 十二月六日

(別紙)

当大区小区沢市場町一丁目陸軍御管轄地、別紙図面朱色之建物、御不用ニ御座候得ハ、第十八中学、二番小学醇風学校、五十六番小学行徳学校修繕ニ相用申度奉存候間、相当之代価ニテ御払下被為下度、此段奉願候也。

島根県下因幡国第一大区小十二区  
明治十年十月十一日 行徳小学保護人

戸長

副区長

醇風小学保護人

伊王野

小原 最

田村俊造

小川茂平

(以下書上)

島根県権令境一郎殿  
乙二番四十七坪二合五夕

瓦三千八百枚

上瓦分二千百枚斗

瓦無シ  
乙二番続二十六坪五合五夕

丙一番七十五坪二合五夕

白井貞雄

荒尾就美

塙倉信芳

副区長

戸長

小原 最

田村俊造

白井貞雄

島根県下邑美郡沢市場町、陸軍所轄別紙図面赤色之建家、相当代価ヲ以御払下相成度、別紙之通人民ヨリ願出候趣ニテ、該県ヨリ照会致シ来候處、右建家ノ如キハ、雅古該地巡回之際実見仕候ニ、最モ大破ニシテ往々保存難出来見込ニシテ、既ニ壳却之目途相立候折柄、今般前顧申來候ニ付テハ、人民願之通相当代価ヲ以御払下相成度、依岡面並人民願書相副、此段相伺候

【資料31】藩校建物の売却(明治一〇年一一月)

四工一ノ二百五十二号

鳥取沢市場町陸軍省所轄ノ建家御払下相成度義ニ付同

島根県下邑美郡沢市場町、陸軍所轄別紙図面赤色之建家、相当

代価ヲ以御払下相成度、別紙之通人民ヨリ願出候趣ニテ、該県

ヨリ照会致シ来候處、右建家ノ如キハ、雅古該地巡回之際実見

仕候ニ、最モ大破ニシテ往々保存難出来見込ニシテ、既ニ壳却

之目途相立候折柄、今般前顧申來候ニ付テハ、人民願之通相

当代価ヲ以御払下相成度、依岡面並人民願書相副、此段相伺候

瓦七千百五十枚

上瓦分四千枚斗リ

丙一番之内六十五坪

瓦四千六百枚

上瓦分二千八百枚斗

丙統二十坪五合

瓦九百枚

上瓦分五百枚斗

(絵図二一点付属・省略)

(JACAR Ref.C0427523200、「大日記 砲兵工兵の部」二月木

陸軍省第一局「防衛省防衛研究所」)

### 【解説】

「(一)」でいう「沢市場町」は、現在の鳥取県立図書館・とりぎん文化会館及び同駐車場にあたる場所で、江戸時代の藩校・昌徳館及び武場の跡地である。この時点までは江戸時代の建屋が現存していたが、地元から払い下げ・転用の要望が出て許可され、醇風小学校の校舎修復等に使用された。

鳥取城の建物についても似たような形で払い下げられたと思われるが、現在のところ確実な史料は未見である。

鳥取城建物、売却ス可キニ付、兼テ同所え格納セシ歩兵二中隊

分陣營雜具等、早々取払フ可旨、工兵第四方面ヨリ照会有タリ。

然ルニ右品々ノ内、寝台タアフル腰掛、其他庖厨雜具之類ハ、運送頗ル不便之場所ニ付、同所ニ於テ直チニ売却為致度、此節監督所不在等、至急御指令有リ度シ

十一月十八日

(JACAR Ref.C10071035000、「大日記 陸軍人事関係」「防衛省防衛研究所」)

### 【解説】

それまで残されていた鳥取城の大型建造物(「ノ丸三階櫓等」)は、明治一二年に解体撤去された。資料32は、それまで兵営として使用していた鳥取城の建物を売却するため、什器備品を撤去するよう指示があつたが、寝台やテーブル、腰掛、台所用具などについては交通が不便なので現地で売却してよいかを陸軍内で問い合わせたもの。明治一年一二月一八日までは建物が現存していたことが確認できる。明治一年は、陸軍省が天皇の意向を受けて彦根城の保存を決め、さらに工兵大佐・中村重遠が名古屋城と姫路城の保存を上申した(翌年決裁された)、近世城郭の文化財保護の歴史においても節目の年にあたる。

この前後から陸軍省は各地の城郭の再調査を実施し、保存すべきものとそうでないものを、当時の水準で判断するようになつた。石垣や堀等の土木構造物よりも建造物に主眼が置かれていたようだが、曲がりなりにも政府自体が文化財的な視点で城郭建造物の保存に取り組み始めた端緒といえる。陸軍省が主体となつて取り組み始めた点に、近世城郭保護の歴史の特徴を見出すことができよう。存城・廃城で保存のあり方に差があると

【資料32】鳥取城建物の売却準備(明治一年一一四)  
大五百五十四号  
山縣陸軍卿

大阪 三好少将

すれば、所謂「廢城令」の区分によるというより、むしろプラントや中村重遠の働きかけによる陸軍省内の意識の変化によるところが大きいと思われる。先にみたように、それとは別に、町田久成ら文化官僚による保存の動きなども見られたが、所有者でもある陸軍省のそれは、より強力なものであつたと思われる。鳥取城の建物は、残念ながら姫路城・名古屋城のような高い評価を得ることなく解体撤去・払下げが行われたようである。

陸軍歩兵大佐品川氏章

陸軍卿 大山巖 殿

同之通

六月十五日

(JACAR Ref.C0429646500、「大日記 砲工の部 6月木坤 陸軍省総務局」(防衛省防衛研究所))

#### 【資料34】鳥取城の土地の貸出（明治一三年五月）

明治十三年五月二十六日

伍第一二五五号 工兵第四方面ヨリ鳥取城地貸渡等の件

別紙第一二五五号 工兵第四方面提理伺出之趣 何分之御意見致  
參謀本部より照会相成候上、何分御指令相成可然ト存候。因テ  
左之御照会案取調、及上申也

照会案

別紙第一二五五号 工兵第四方面提理伺出之趣 何分之御意見致  
承知度此段及御照会候也

(JACAR Ref.C0429646500、「大日記 砲工の部 六月木坤 陸軍省総務局」(防衛省防衛研究所))

#### 【資料33】鳥取城の土地の追加貸出（明治一三年五月）

総木工第三六二号

鳥取城内之空地更ニ貸渡方伺

因幡國鳥取城内之空地、工兵方面御設置以前ヨリ、島根県士族  
共え貸渡有之タルニ、地積等不明瞭之点不少ヲ以、調査方客歳  
該県え照会ニ及ヒ置候所、明治十年送第三千八百八号及ヒ同十  
二年甲第二十二号御達ヲ遵奉之、合面積毫萬千四百六十四坪三  
合八夕、橋尾甚六外十七名ヨリ更ニ押借出願候旨ヲ以、島根県  
ヨリ照会致シ越候、然ル處該地タル前願開申之通、兼テ貸渡有  
之土地ニシテ、且、方今仕用之見込モ無之、殊ニ其料金亦相当  
ニモ非ラサルニ付、満一ヶ年ヲ一期トシ、更ニ御貸渡相成度、  
依テ別紙図面并ニ明細調査表相副、此段相伺候也

追テ該貸地料、客歳七月分迄ハ收入済ニ付、本文御許容ノ  
上ハ、閏八月分ヨリ收入可致審ニ付、至急御許可相成度、  
此度副テ申進候也

工兵第四方面提理

明治十三年五月廿日

#### 【資料35】鳥取城の土地の貸出条件（明治一三年六月）

別紙伍第一二五五号、工兵第四方面提理より伺出、鳥取城内之空  
地更ニ貸渡之義ハ、地形換ハ勿論、堅牢ニ建物等ヲ造ラサルニ  
於テハ、伺之通御許可相成可然トノ本部意見ニ有之候。此度  
及御答候也

明治十三年六月八日

參謀本部副官

陸軍歩兵中佐 斎藤正言

陸軍歩兵中佐小嶋益謙殿

(JACAR Ref. C091223367007 明治二三年従一月至六月 參謀本

部 一五〔防衛省防衛研究所〕

居住

明治十五年四月十九日 拝命

ス

元木佐十郎

城内官舎ニ居住

太田清松

邑美郡湯所町老番

明治十六年六月 拝命

屋敷居住

太田清松

邑美郡湯所町老番

屋敷居住

太田清松

三年にかけて調査された工兵第四方面の調査書が残されており、建物の存廃の具体的な状況はある程度判明する。

可致哉。右ハ差掛リ類似伺出ノ向モ有之候間、至急何分ノ御指揮被下度、此段相伺候  
明治十四年十月三十一日 内務卿 山田顕義

### 【参考事例5】

明治二十四年一二月二十五日

兵庫八四六号

旧城郭等处分方之儀ニ付伺

客年、第四十八号交付ヲ以テ、府県庁舎及ヒ監獄建築修繕之儀、  
地方税負担ト被定候上ハ、在來之建物ハ勿論、敷地樹石等一切  
之諸施設營、十四年度以降渾テ地方税經濟ニ引継キ、将来不用  
ニ属スル諸設營ハ、之ヲ公売ニ付シ、其代金ハ地方税收入為致、  
從前一公二民ノ分担又ハ皆官費ノ諸設營ハ、前途創立修繕トモ  
其ニ基キ、官民ニ割戻候仕来リニ候得共、其區別ニ不均、挙テ  
地方税へ引継方ノ儀、同年十一月十九日付ニテ相伺、同三十日  
付ヲ以テ御裁可相成候ニ付、其旨當省ヨリ各府県へ及内達置候。  
然ルニ、旧城郭及陳（ママ）屋之儀ハ、明治六年中陸軍省ニ於  
テ必要ノケ所ヲ除キ、全ク廢棄ノ分ヲ、同省ヨリ大蔵省へ引渡  
候モノニ付、同年四百廿五号公布ニ拠リ、家禄奉還願出候者共  
へ拠下、或ハ公売シ、多クハ处分済ニ候得共、未タ稀ニ存在候  
分モ有之候処、廢藩後ニ在テハ、官民費ヲ以テ、増築修繕等ノ  
工事ヲ要セシコト無ク、他一般ノ序舎ト同視スヘキニ非サルヲ  
以テ、方今府県庁及附属舎ニ使用候外ハ、地方税ニ引継クヘキ  
筋ニ有之間敷相考候。依テ将来使用ノ見込無之モノニ限り、此  
際処分取計、旧跡保存又ハ風致ニ関スルノ類ニヨリ其破壊ヲ歎  
惜スル分ハ、維持ノ方法等人民ノ適宜ニ任せ、其情願聞届候様

### 【解説】

陸軍省、特に中村重遠ら工兵方面が城郭建築の保存に果たした役割の大きさは比較的評価されているが、「廢城」とされた大蔵省所管城郭の保存についてはあまり知られていない。参考事例5にあげた内務省の伺は、廢城側の歴史を端的に示している。多くは士族たちに払い下げられるか公売に処せられたが、これらの中には残存しているものもあった。明治十四年に国有財産の地方への振り替えが行われた際、これらの城郭は「一般の序舎」と違う扱いを受けた。「旧跡保存」「風致」のために破壊を避けようとするものについては、「維持の方法を人民に任せ」て保存の願いを聞き届けることとしたのである。陸軍省が旧藩主に優先して城郭を払い下げたのは明治三二年度のことであるから、「廢城」の建造物は、より早い時期から民間による保存の措置が講じられた可能性がある（ただし、それまで「廢城」には公費・民費によらず修繕が加えられていなかつたとしているし、陸軍省は既に公費による修復・改修を行っていたので、「存城」の方がやはり保存条件は良かつたものと思われる）。

【資料38】陸軍所管地の地名變更（明治一五年四月）

伍第七八五号

地名改称之義二付申達

客年一月十七日、四工一ノ九十五号ヲ以テ、旧鳴根県管下因幡國鳥取城以下拾二ヶ所、陸軍所轄地々名改正之儀、申達置候處、

今般鳥取縣ヨリ更ニ改称之旨申越ニ付、乃チ別紙表面之通、御訂正相成度、此段申進候也

工兵第四方面提理

明治十五年四月七日 陸軍歩兵大佐 山川 浩

陸軍卿大山巖殿代理

參事員議長山縣有朋殿

別紙ハ工兵局も為致候事

(JACAR Ref.C10072742300) 「大日記 明治一五年從一月至六

月 工兵各方面」〔防衛省防衛研究所〕

【資料39】鳥取城内の水道敷設（明治一七年一月）

別紙同書類ハ工兵局ニ引去ル

別紙伍第一六六五号 鳥取城内井水引用之義、工兵第二方面ヨリ伺出之趣ハ、他日該城入用ノ際ハ、何時モ水桶取除キ候定約取結ヒ、然ルニテ御許可相成可然、本部意見ニ有之候間、此度及御回答候也

明治十七年一月十日

參謀本部次副官 上領 賴方

陸軍卿官房長 児島益謙殿

(JACAR Ref.C09122498400) 「大日記 明治一七年從一月至一

伍第一四五号

【資料40】鳥取城内の空地貸出の件（明治一七年九月）

明治十七年九月八日

工兵第二方面同 空地貸渡ノ件

別紙之件ハ、官房長ヨリ參謀本部ヘ一応照会之上、何分御指令別紙之件ハ、官房長ヨリ參謀本部ヘ一応照会之上、何分御指令相成可然存候、因而案文取調及上申候也

照会案

別紙伍第一四五号鳥取城内空地貸渡之義、工兵第二方面より伺出相成候、就而ハ、御部何分之御意見致承知度、此段及

御照会候也

(JACAR Ref.C0907238500) 「大日記 第五号審按 従九月至一月」〔防衛省防衛研究所〕

【資料41】鳥取城内の空地貸出の件（明治一七年九月）

別紙伍第一一四五号鳥取城内空地貸渡之義、工兵第二方面ヨリ

伺出之趣ハ、同方面同之通相成可然、本部意見有之候条、此段及御回答候也

明治十七年九月十五日

參謀本部副官 茨木惟昭

陸軍卿官房長兒島益謙殿

(JACAR Ref.C09122517800) 「大日記 明治一七年從一月至一月」〔防衛省防衛研究所〕

工兵第二方面司

鳥取城内空地貸渡之件

別紙之件ハ、參謀本部ニ於テ支障無之旨回答ニ付、御許可相成  
可然存候。因テ御指令按取調及上申候也

御指令按

伺之通

(JACAR Ref. C09072386100) 「大日記 明治一七年 第五号審  
按 従九月至二月」(防衛省防衛研究所)

### 【解説】

明治一二年に建造物の解体が終わったのち、鳥取城は軍用地  
としては使用されないまま陸軍省が所管していた。陸軍省は、  
将来使用することになった場合などに復旧できる範囲で、空地  
を民間に貸し出していた。島根県時代にはすでに上代屋敷跡等  
は民間の居住地になっていたので、この頃追加で貸し出された  
のは三ノ丸御などであった。その後、管理を委託されていた鳥  
取県は、この場所を中学校要地として使用することを計画し、  
明治二年に借地者に土地を返納させている(資料44～45)。

総務局次長ヨリ大阪鎮台監督部へ通牒案

別紙壹第一五〇八号鳥取県上申之件、朱書之通、御指令相成候  
条、浚渫方之義、曾而意見御申出之趣モ有之候得共、該県依託  
之義ハ、御部ニ於テ御取計有之度、此段申入候也

陸軍省進達送乙第三七八八号 八月廿七日

大監甲第三〇九号

鳥取県上申、旧鳥取城濠浚渫之義ニ付、送乙第三二二三号ヲ以  
テ取調、何分之意見可申此旨、御照会之趣承候ハ、該県へ照  
会取調候処、廢藩以来、塵埃砂泥ヲ嵩ミ不潔甚々敷衛生上ニ  
モ影響不尠ト相考、且、費用概算ハ左之通ニ付、本年度當繕費  
定額内ヲシテ浚渫相成可然存候、御許可之節ハ、費用當部へ請  
求可致様、併テ御指示相成、而して当部へモ其旨御達相成候様  
致者、此段御答候也

追テ別紙御返却ニ及候也

明治十九年八月廿日

大阪鎮台監督部長 中村宗則代理

陸軍三等監督篠原国清  
総務局次長小島益謙殿

### 浚渫費予算

一 金百三拾八円五拾七錢三厘

但、濠積面四千武百四拾四坪六合武夕、平均壹尺堀上ヶ、泥  
土ハ旧城内土手際へ運搬、費用共壹坪ニ付金三錢武厘六毛四  
六七三

(別紙)

【資料43】鳥取城の内堀浚渫についての上申(明治一九年八月)  
壹第一五〇八号

鳥取県上申鳥取城溝浚渫之件

議按 明治十九年八月廿五日

御指令按

申出之趣、浚渫方大阪鎮台監督部へ相達ス

管下因幡国邑美郡鳥取東町御省所轄地旧鳥取城溝浚渫ノ義、  
過ル十七年三月乾涸第二三号ヲ以テ上申候処、尔來益々淤

泥ヲ嵩ミ、一層ノ不潔ヲ加ヘ、健康上著シキ妨碍ヲ釀生ス  
ルヤモ難計、目下悪疫流行ノ際、衛生上措クヘカラサル義  
ト被將、又該濠ノ不潔ナルハ道路溝渠等掃除方、各人民督  
励上ニモ影響スル不尠候条、至急何分御詮議相成度、此段  
上申候也

明治十九年六月十七日

鳥取県令 山田信道

陸軍大臣伯爵 大山巖殿

(書入) 申出之趣浚渫方大阪鎮台監督部へ相達ス 八月廿七日  
(JACAR Ref. C03030110000' 「壹大日記 壱」[防衛省防衛研究所])

四監甲第六五一號

鳥取県下鳥取城本省所轄地之内、予而人民へ貸与有之候内、別  
紙之通り返地有旨、該縣ヨリ通報有之候間、此段御届申候也

明治二十二年七月廿日

第四師團監督部長中島宗則

陸軍大臣伯爵 大山巖殿  
(別紙)

鳥取城内貸渡之返地

一 面積 六百六拾三坪 堀内久保

月限り悉皆返地 但明治二十年七月ヨリ二十三年三月迄貸渡ノ処本年三

一 リ 弐千坪六合五勺 西山幸六外一名

但明治二十年五月ヨリ二十三年二月迄貸渡之処本年三

月限り悉皆返地 一 リ 百拾坪弐合六夕 中川兼三郎

但明治二十年七月ヨリ廿三年三月迄面積二千二百七十

二坪六合八夕貸渡有之内本文ノ通本年三月ヨリ返地

前書之通候也

(JACAR Ref. C10060169300・10060169400' 「大日記 編冊 各  
監督部 陸軍省」[防衛省防衛研究所])

【資料45】鳥取城民間借用地の返納（明治二年八月）

四監甲第七二五号

鳥取県鳥取城内、本省所轄地之内、面積弐千八百六十坪四合五  
有、明治二十年七月ヨリ同二十三年三月迄、同県下御弓町重松  
貞幹外三名へ貸渡有之候處、今般都合ニヨリ返地セシ旨、該県  
ヨリ通報有之候間、此段御届申候也

【資料44】鳥取城民間借用地の返納（明治二年七月）

明治二十二年八月十四日

第四師団監督部長中村宗則代理

同部陣営課長 北島信厚

陸軍卿伯爵 大山巖殿

(JGCAR Ref.C10060169500) 「大日記 明治二三年 編冊 各

監督部 陸軍省」(防衛省防衛研究所)

【資料46】中学校建設のための土地借用願（明治二三年九月）

伍第九八九号 第四師団總督部

鳥取城内地所貸渡之件

議按 明治二十二年九月九日

同之通 九月十日

四督甲 第七四九号

鳥取城内地所貸渡之義三付伺

鳥取城郭内

一 地積 武千八百五坪四合五勺

右ハ、鳥取県ニ於テ、尋常中学校建設可相成候処、適當之地所無之二付、本月ヨリ来ル廿五年七月迄、無料借用致度旨、別紙写之通照会越、事実無余儀次第二相聞ヘ候間、特別之御詮議ヲ以、貸渡方御許可相成度。尤モ御許可之上ハ、土地貸渡規則二拠リ、証書等取置可申。此段相調候也

明治二十二年八月廿九日

第四師団監督部長中村宗則

陸軍大臣伯爵 大山巖 殿

(JGCAR Ref.C07050162700) 「伍大日記 九月」(防衛省防衛研究所)

#### 【解説】

明治二二年に入ると、鳥取県は鳥取城跡内の借地のうち、三ノ丸周辺について、借主からの返納と集積を進めるようになる。

(資料45～46)これは、陸軍省が近日中に不要の城郭を払い下げるという見込みのもと、中学校用地として使用する計画を持っていたためである。資料46からは、集積した土地を実際に中学校建设用地として借用することを県が申し出ていることが分かる。申請を受けた第四師団監督部は、「特別之御詮議」をもつて許可するよう求めている。現地で城郭を管理している県側が、城郭跡の利用に強い関心を持ち、主体的に動いていることがわかる。県だけでなく、文部省も学校用地としての城郭に注目していたが、陸軍省は必ずしもこの動きを歓迎していなかつたようである(参考事例6・7参照)。

【資料47】鳥取城跡樹木盜伐（明治二三年九月）

事乙第一九九号

本月十七日付、四監甲第八〇三号ヲ以テ、県下陸軍所轄地鳥取旧城山ニ在ル樹木盜伐ノ景況、并ニ該件取調ノ始末、御通報可及御照会ノ趣、了承。即チ、別紙鳥取警察署長、警部田辺卓上申ノ通りニ有之候条、右御了知相成度、及回答候也

明治二十二年九月二十一日

鳥取県知事 武井守正

第四師団監督部長 中村宗則 殿

追テ本件ハ既ニ管轄裁判所ニ送致有二付、弁済ノ上ハ宣告文写

ハ送付可及候也

(JACAR Ref.C10060169700 「大日記 編冊 各監督部 陸軍省〔防衛省防衛研究所〕」)

#### 【資料48】鳥取城跡樹木盜伐（明治二十二年九月）

四監軍第八二七号

今回、旧鳥取城番人等通謀シ、同城内ニ在ル樹木ヲ盜伐致タルニ付、捕縛ノ上該地警察署ニ於テ盜伐ノ景況等取調タル始末書、該県知事ヨリ送付越候ニ付、別紙等相添此段及報告候也

明治二十二年九月二十七日

第四師団監督部長中島宗則

陸軍大臣伯爵 大山巖殿

(JACAR Ref.C10060169600 「大日記 編冊 各監督部 陸軍省〔防衛省防衛研究所〕」)

#### 【解説】

鳥取城跡の管理人が、城山の木を盜伐していた事件について、鳥取県知事が陸軍省に報告したもの。資料37でみたように、管理者の雇用は県の管理だったが、人件費は陸軍省の負担となっていた。堀の浚渫（資料43）と同様、陸軍省所管城郭跡のうち、軍用に供していない土地の管理状況を知ることができる。

鳥取城跡だけでなく、地方城郭では同様の状況がみられたものと思われる。陸軍省は、要塞としての機能を損なうような改変は許さなかつたが、地形を改変しない範囲での空地の貸し出しや転用には比較的寛容であった。いわゆる「廢城」である大蔵省所管城郭では、要塞としての機能 자체が廃止されていたため、石垣の破壊・転用を伴う地形の改変にも制約はなかつた。

陸軍省のこのようない姿勢は、結果的に近世城郭の繩張の保存につながるものだった可能性がある。

## 全国城郭の払下げと池田家による鳥取城跡買戻し

【資料49】旧城郭・不用土地の売却方針（明治二三年七月）

陸軍省受領 一二第一八七七号  
旧城郭及不用土地建物等处分方御定ニ付、左按之通各師団監督部へ御達案、高級副官ヨリ通牒相成度候也  
明治二十二年七月二十五日

会計局長

御達按

別記旧城郭及不用土地建物等、別紙処分法ニ拠り売却方取斗ヘシ

但、就中将来必用見込アルモノハ其事由開申スヘシ

陸軍省送達 送乙

第三六四号 八月一日

高級副官ヨリ各師団監督部へ通牒案

今般、旧城郭及不用土地建物売却方御達相成候處、城郭之義ハ該旧藩主ニ於テ收受出願之者ハ、公売ニ付セス、評価額ヲ以テ願主へ払下之筈ニ就而ハ、此間地方庁ヲ経テ旧藩主へ布告御取計可有之、為念此段及御通牒候也

陸軍省送達 送乙第三六五号 八月一日

(JACAR Ref:C06080861600、「大日記 二大日記 八月」(防衛省防衛研究所))

### 【解説】

陸軍省は、軍用に使用しない旧城郭を売却することとしたが、その際、旧藩主に優先して売却する方針であった。また、既に建てられていた他省所管の公共施設の用地については、原則は

- 一 払下城郭ノ内、旧藩士族受領地ニシテ陸軍所用ノ節ハ、替地并移転料ヲ付与スヘキ約定アルモノハ売却地ヨリ取除クス、評価額ヲ以テ該願主ニ払下ヘシ
- 一 土地家屋ノ払下ハ總テ公売トス
- 一 払下城郭ヲシテ該藩主ニ於テ払受出願ノ者ハ、公売ニ付セス

ヘシ

一 前項ニシテ既ニ替地ヲ与ヘ、未タ移転料ノ付与セサルモノハ、該地売却ノ上更ニ移転料ヲ付与スヘシ

但替地ヲ与ヘタルモ実際移転セサルモノハ、前項ニ準シ其替ハ返納セシムヘシ

一 払下地ノ内、官厅ニ於テ公共ニ要スル為メ払受ノ請求アルモノハ、公売ニ付セス評価額ヲ以テ譲与スヘシ

但須要ノ事由ヲ具シ本大臣ノ許可ヲ得テ執行スヘシ

一 公売ニ付セス評価額ヲ以テスルモノハ、其評定金員ヲ上申シ、許可ヲ得タル後決行スヘシ

一 払下地ノ内、官立若クハ公立学校等へ貸渡シアルモノハ、其貸渡契約付帶ノ事ヲ証明シテ売却スヘシ

一 前諸項ノ外、陸軍土地貸渡規則ニ依リ貸渡シタルモノハ、其約束明文ニ依リ引上クヘシ。但、該借用者ニシテ、尚払下人ニ対シ、継続借用ノ協議ヲ為サントスルノ目的ヲ以テ現借用ノ保公売ニ附セラレンコトヲ願出ル者ハ、敢テ引上ヲ要セス

一 公売ノ方法ハ、一地方ニ限ラス、官報又ハ各新聞紙等ニ廣告ヲ為シ、入札法ニ依ルヘシ。但シ入札代価ニシテ不適當ト認ムルトキハ、取消スコトアルヘキ旨ヲモ広告ニ記載スシ

一 陸軍省は、軍用に使用しない旧城郭を売却することとしたが、その際、旧藩主に優先して売却する方針であった。また、既に建てられていた他省所管の公共施設の用地については、原則は

引き上げて売却することとしていたが、引き続き借用を希望するものについては、借地としたまま売却することとしていた。明治二年に建築されたばかりの鳥取第一中学校についても、建物が存続した状態で売却され、敷地の所有権は陸軍省から池田家に移されている（資料50）

追而、本文土地価格ハ、各旧藩主へ県知事ヲ経テ照会ニ及ヒ、岡山旧藩主池田家ヨリハ右ニテ依存無之回答候得共、其外未夕回報ニ不接候間、此旨申添候也

四監甲第一〇〇五号付属別紙写

兵庫県下但馬国城崎郡豊岡町ノ内  
陸軍省御所轄地御払下願

【資料50】鳥取城・岡山城・豊岡陣屋払下げ（明治二年一月）  
伍第一四〇〇号 第四師団監督部  
城郭払下之件

明治二十三年二月十八日

二月廿日

同之趣左之価格ヲ以テ払下クヘシ

豊岡町旧陣屋地 金 千八百八拾六円

岡山城 金 壱萬円

鳥取城 金 四千円

四監甲第一〇〇五号

城郭払下之義二付伺

本年八月、送乙第二三六四号御達ニ基キ、本省御所轄地払下部  
分ノ内、鳥取城郭、豊岡旧陣屋、及岡山城郭之義ハ、何レモ旧  
藩主ニ於テ、相當代価ヲ以テ払下之義、別紙之通出願有之候。  
尤モ代価見積格ハ、別紙取調表之通ニ候間、各旧藩主へ払下御  
許可相成度、書類相添此段相伺候也

明治二十二年十一月十五日 第四師団監督部長中村宗則

陸軍大臣伯爵 大山巖殿

右陸軍省御所轄、豊岡旧陣屋跡ノ儀ハ、蓋シ貞觀中安達某ナル  
モノ始メテ亀城（今ノ所謂城山ナリ）ニ居リ、建武中本庄某又  
此地三居リ、正平以後山名氏モ亦此ニ居ルアリ。天正八年、官  
部善祥坊繼潤ニ封セラレ、始テ城址ヲ修築ス。今ノ陣屋敷跡即  
チ之レナリ。其後、木下尾藤明石杉原ノ四氏ヲ歴テ、寛文八年  
高厚九世ノ祖伊勢守高盛、丹後ヨリ転封セラレテ此ノ地ニ移ル。  
爾來二百有余年間ノ封土タリ。明治維新ニ際シ、兵部省所管ニ  
属シ、同四年、高厚命ヲ奉シテ東京ニ移住スルニ及ヒ、士族ハ  
依然ト此ノ地ニ居住ス。同年、豊岡県ヲ置ル、ニ至リ、居住士  
族ハ過半立退ヲ命セラレ、家屋邸地ハ買上トナリテ、皆急居ヲ  
離レタリ。同九年、豊岡縣ノ廢セラル、ニ際シ、家屋ハ士族ニ  
払下ケラレ、漸ク帰住スルヲ得レトモ、邸地ハ其儘陸軍省御所  
轄ニ属ス故ニ、士族ハ家屋ヲ所有スルモ、尺寸ノ地ヲ有セズシ  
テ、困難殆ト窮ル。同十五年ニ至リ、該地始メテ押借ヲ許サレ、  
聊安堵ノ思ヲ為スノ折柄、今般軍備上不必要ノ地ハ払下ケラ  
ル、ノ議アリト伝承候ニ付テハ、豊岡御所轄地ハ払下ケラル、  
祖宗以来封土墳墓ノ地、殊ニ山陰一小都會、貞觀以還ノ旧迹旧  
容ノ保存ヲ謀リ、永ク子孫ニ伝ヘント欲ス。且ツ、高厚往々ハ  
一字ヲ建築ノ見込有之候間、二百有余年来封土タリシ縁故ヲ以  
テ、特別高厚ヘ御払下被成度候。最、代価ノ儀ハ御指揮次第上  
納可仕候。依之別紙図面相添、此段奉懇願候也

明治二十二年九月

子爵 京極高厚

第四師団監督部長 中島宗則殿

旧城郭御払下願

備前国岡山城ハ、弊家中葉之祖恒利五代之孫、光政已來、章政ニ至ル迄、十代之間在住之地ニシテ、明治維新之際、奉還セシ所ニ有之。然ルニ前途不用之分ニ限り、御払下ケニモ可相成哉之趣、此頃承及候条、祖先來之遺跡、永世保存致度ニ付、特別之御詮議ニ依リ、相當代価ヲ以、御払下ケ被下度、此段奉願候也

明治二十二年九月三日

正三位侯爵 池田章政

陸軍大臣伯爵大山巖殿

旧城郭御払下願

因幡国鳥取城ハ、弊家中葉之祖池田左衛門督忠繼三代ノ孫相模守光仲以来、実父贈正二位慶徳ニ至ル迄、十二代之間在住之地ニシテ、明治維新際奉還セシ所ニ有之、然ルニ前途不用之分ニ限り御払下ケニモ可相成哉之趣、此頃承及候条、祖先來ノ遺跡永世保存致度ニ付、特別之御詮議ニ依リ相當代価ヲ以御払下ケ被下度、此段奉願候也

明治二十二年九月

從四位侯爵 池田輝知

陸軍大臣伯爵大山巖殿

本願島取城地ノ儀ハ、山城ニテ松杉雜木ノ山林ニシテ、山中ハ

一三ケノ用水ヲ構ヘ、是ヲ以テ鳥取市中人民ノ飲水ト致居候間、萬一同地人民ニ於テ御払下ケ之儀出願御許可ニモ相成候節ハ、

雜木等自儘切取可申ハ必然、左スレハ忽チ飲水ニ乏敷相成り人民ノ困苦モ亦不尠儀ト同県知事ニ於テモ深ク苦慮相成リ候趣承リ、旁傍觀難致、依之可相成伐木等不致様、保存方注意相加ヘ度奉存候間、何卒前件御諒察被為下出格之御詮議ヲ以テ、特ニ代価安価ニ御払下ケ被為下候ハ、永々人民之幸福ト奉存、此段奉願候也

明治二十二年九月

從四位侯爵 池田輝知

陸軍大臣伯爵 大山巖殿

陸軍省所轄壳却地一覽表

國区町郡村名字番地 旧所用名称 地積 売却代金

但馬国城崎郡豊岡町字本町 旧陣屋地 三、一八三・六〇 一、六六・〇〇

備前国岡山区内山下廿九番地 因幡邑美郡鳥取東町二番地字久松山 一六・四三・一二 一〇,〇〇〇,〇〇〇

岡山城 合計 二五三・三四九・九〇六 四,〇〇〇,〇〇〇

鳥取城 四五・五五・六九 一五・八六・〇〇〇

(JACAR Ref.C07050213200「伍大日記 二月」(防衛省防衛研究所))

【資料5】旧城郭の旧藩主への優先払下の閣議決定(明治二十二年一月)

陸軍省送達 送甲第一二六号

当省所轄不要城郭及土地建物等売却之上、該代金ヲ以テ練兵場射的場等増地買収之儀裏ニ請議済ニ付、右ハ渾テ公壳ノ取斗可致處、就中旧城郭之義ハ、該旧城主ニ有テハ祖先以來數百年間伝來之場所ニ拠リ、之力払受之上、旧形ヲ保存シ尚亦永世持続

議按 明治二十一年十一月十日

御回答案

岡山城松下之義三付照会一五七八号議之御來示之趣了承、然ルニ今般當省ニ於而不用ニ屬シ可松下城郭ノ中、旧藩主池田家ニ於テ松受企望ノ者ヘハ評価格ヲ以テ可松下詮議ニ有之候義ハ、曾而申越之通ニ有之候。就而ハ右岡山城ハ旧藩主池田家ニ於テ松下願出候付、願意可聞。届詮議ニ有之候間、右差留特ニ御省ヘ譲渡之義ハ、他ヘ差候付、到底難応、御來意候条、御省ニ於テ必用之次第八池田家ヘ御申聞、便宜御处分相成度、此段申進候也。

陸軍省送達 送甲第二二六四号 照会一五七八号

陸軍省受領 一第一一四九号

拝見然候、當省所轄第三高等中學校医学部建設地トシテ

借用致居候岡山城内壳却方御取除ノ儀ハ難應協議、契約ノ年限中八買受人ニ於イテ其ノ義務ヲ履行セシムルノ約束ヲ以テ、旧藩主池田家ヘ御松下ケノ積リニ可有之旨御回答ノ趣承候故、岡山城内該医学部用地トシテ必需ナル次第八最前議陳致置候通リニ有之候間、此分ハ特ニ御取

除相成候事ト存居候處、御來示ノ趣ニ依レハ貸借年限中

据置ノ約束ヲ以テ今回其所有權ヲ人民ヘ被移候御見込ノ由、果シテ然ルトキハ、勢該医学部ハ他ニ設置スルカ、又ハ将来松受人ヨリ高価額ニテ買上ゲルカ、其費用ハ何レニテモ更ニ國庫ノ供給ヲ受ケサルヲ得サルニ付、一國財政上ニ於テ甚夕不利益ト可相成義ト存候間、右壳却方御取除ノ儀難應御協議相整ヒ難キニ於テハ、結局池田家ヨリ當省ニ寄附セシムルカ、又ハ池田家ニ松下ハ御見合相成候上、當省ニ於テ直ニ買受候外無之ト存候故ニ付、即今池田家ヘ及談示置過日御面談ノ次第モ有之候ニ付、即今池田家ヘ及談示置

候間、其模様ニヨリ更ニ當省ノ処分ヲ決定可致候。就テハ岡山城内ヲ實際池田家ヘ松下ケノ御決定ハ、兎ニ角暫

ク御見合置相成候様致度、此段再度得貴意候 拝具

明治二十一年八月八日 檻本文部大臣

大山陸軍大臣殿

(JACAR Ref.C03030517700' 明治二十一年十一月「壹大日記」)

〔防衛省防衛研究所〕

【参考事例7】

壱第一五四号 文部省

旧岡山城松下之節通報有成度件

議按 明治二十三年二月十九日

旧岡山城松下之義指令済之上ハ、通報可致旨、寅会第一五四号申越之趣承、右ハ池田侯爵出願之通松下認可可致旨、本日第四師団監督部長ヘ指令ニ及置候条、此段通報候也

陸軍省送達 送第二二六六号 二月二十日

文部省往復議会一五四

陸軍省受領壱第一五四号

今般旧藩主池田家御松下可相成岡山城跡ノ儀ハ、予テ當省直轄第三高等中學校医学部建設地トシテ借用候ニ付、該地ニ閑シ先般來及御協議置候次第モ有之候處、各城跡一円愈々池田家ヘ御松下ゲ相成候上ハ、國家ニ於テハ別紙給圖面朱引内、面積凡壹萬六千拾五坪ハ該医学部存在候迄、永久無借料ニテ當省ヘ貸渡シ可申旨承諾致候条、右様御承知相成度。就テハ池田家ヘ御松下ノ御指令相成候上ハ、其旨御通報被成下度、此段陳謝旁申進候也

明治二十三年二月三日

文部大臣子爵 榎本武揚

陸軍大臣伯爵 大山巖殿

(JACAR Ref. C03030545000) 「壹大日記」[防衛省防衛研究所]

### 【解説】

参考資料6・7は、陸軍省が旧藩主に払い下げる際、既存施設にはとんど配慮しなかつたことが判明する史料である。国立である第三高等学校医学部もまた、鳥取県のように校舎がすでに建設されていたにも関わらず、借地契約ごと払い下げられている。しかも文部大臣榎本武揚より、学校用地を除外して払い下げることを再三要請があつたにも関わらず、陸軍省は応じようとしていない。

結局払下げ後に旧岡山藩主池田家と交渉することになつたため、払下げ期日を連絡するよう文部省は要請しているが、これについても事後に連絡している。

理由は不明だが、陸軍省が旧城郭の土地の分散化を嫌つたものと思われる。

建造物はともかくとして、近世城郭の繩張や土木構造物については、極力原形を残そうとする陸軍省の姿勢は、この段階でも貫徹している。

## 久松公園の整備と久松山全山開放

【資料52】池田家から鳥取県への「風閣寄贈(大正一一年三月)

第二十四号(急施)

不動産譲受ノ件

一、仁風閣 洋館建物 一棟  
附屬廊下便所共

一、扇亭

建物 一棟

右ハ侯爵池田仲博ヨリ保存ノ条件ヲ附シ本県ニ寄附申出ニ付之レヲ受納スルモノトス

大正十一年三月六日提出

鳥取県知事 岩田 衛

(「不動産譲受の件」[鳥取県立公文書館])

【資料53】仁風閣・扇邸の敷地の借用契約(大正一一年五月)

発庶第一二七号

敷地貸借契約書

池田侯爵家ヨリ鳥取県ニ譲受タル仁風閣及扇亭保存ノ為左ノ条件ニ依リ土地貸借ノ契約ヲ為ス

一 土地ノ場所及反別

鳥取県鳥取市東町二番三十一  
宅地 二千六百五十七坪八合五勺

別紙図面之通

二、貸借年限ハ仁風閣及扇亭ヲ從前ノ用方ニ從ヒテ使用スルコトヲ得ル期間トスル

三、前項ノ期間ト雖貸主ニ於テ土地ノ必要ヲ生シタルトキハ六ヶ月前ノ予告ヲ以テ土地ノ返還ヲ請求スル事ヲ得

四、貸主ハ賃借料ヲ請求スルコトナシ  
五、借主ハ貸主ノ承諾アルニ非サレバ前掲地内ニ於テ新ニ建物  
ヲ建設シ又ハ土地ノ形状ヲ変更スルコトヲ得ス

六、借主ハ第二項ノ期間経過シタルニ依リ土地ヲ返還スルトキ  
ハ自己ノ費用ヲ以テ建物ヲ撤去シ土地ヲ現状ニ復スルコト  
ヲ要ス

七、天災地変其ノ他不可抗力ニ因ル土地ノ毀損ニ付テハ借主ハ  
其ノ責ニ任セアルモノトス

右貸借契約ヲ為シ後日ノ為本契約書二通ヲ作り双方一本ヲ領置  
スルモノトス

大正十一年五月十九日

東京府豊多摩郡千駄ヶ谷町大字原宿二百六十六番地

貸主 侯爵 池田仲博

借主 鳥取県知事 岩田衛

(敷地賃貸契約書) (鳥取県立公文書館)

### 【解説】

明治四〇年の皇太子巡幸に際して、宿舎のなかつた鳥取県・  
鳥取市は旧藩主池田侯爵家の援助を請うた。池田家は、それに  
応えて、所有していた鳥取城跡の扇御殿跡に、片山東熊の設計  
により、扇邸という洋館を建設した。皇太子に随行した東郷平  
八郎により仁風閣と命名されたこの洋館は、その後はあまり活  
用されていなかつたが、久松公園の整備に際し、保存を条件と  
して鳥取県に寄贈されることとなつた(建造物のみ)。

中学校と違ひ、こちらの土地は無償貸与されている。

### 【資料54】久松公園の引き渡し(大正二年八月)

久松公園の引渡

其工事設計説明書

鳥取久松公園は、池田家の委嘱により県に於て之が工事中であ  
つたが、愈々予定の通り完了したので、一昨二十三日付を以て  
左記工事概況書を添付し池田家に引渡し、実査の上、至急鳥取  
市へ引渡し方を通知した

工事概況

鳥取市池田家旧城跡久松山の一部を、池田家に於て遊園地とし  
て必要なる設備を施し、一般市民の為め開放せらるゝ事に決し、  
其工事を本県に委嘱せられたるに依り、県は直に内務省明治神  
宮造営局技師折下吉信(ママ)氏に之れが設計を依頼せり。同  
技師は大正十年八月及び同十一年四月の二回に亘り実地調査の  
結果、設計書及経費概算書を調査し、翌五月本県に之を送付し  
来れり。依つて県は、先づ之れを池田家に示して同意を求め、  
実施委員として池田家より一名及び庁内に於て会計一名建築士  
工・植樹等専門の技術員七名計九名を選任し、実行計画を定め  
たり。而して実行計画樹立に当たりては、元より経費の関係上  
設計の全部を施設することを得ざるに依り、差当り遊園地とし  
て急施を要するものゝみに止め、而も此れ等工事の為め将来設  
計に従ひ各種施設を増設するに当たり支障を來さることに充  
分考慮を払ひたり。施工せる工事の大要是、一般地区の開墾地  
均し林地林木の整理、道路の修繕及築設、表門の修復、共同椅  
子、運動器具、便所及び電燈の設置並に植樹等にして、昨十一  
年七月十日、二の丸跡を開墾地均しを第一に着手して以来、各  
種の工を急ぎ、本年二月末日運動器具の備付を終りたるを最後

として実行計画の全部を完了せり。而して工事実施に当たりては専ら経費節約を旨とし、林地林木の整理等、止むを得ざる工事の外は成るべく競争入札を以て施工し、且つ共同椅子の如きも、特に平和紀念東京博覧会に於て使用せるものを廉価払下を受、且工事は絶えず委員を現場に派し、之れが監督を厳にし、万事遺漏なきを期したり。今日まで工事に要したる経費総額は五千九百八十二円十五銭とす。尚茲に特記すべきは、本遊園地築設に対し、一般市民は大に感謝の意を表し、各種設備の寄附を申出でたるもの多かりし事とす。就中鳥取電燈株式会社は電燈七個及び之れに要する最初の設備並に電力九百燭光を永久に寄附し、当市協立銀行取締役和島秀藏氏は桜樹七十本杉三本楓三本モミヂ十四本を、伊吹植物園主伊吹庄蔵氏は山桜百本を寄附されたるは感謝に堪えざる所なり。尚此の外二三の寄附申出者ありたるも、自家営業広告を兼たるもの多く、此の如きは設計の趣旨に副はざるを以て之を謝絶せり。

本案ハ、池田侯爵家ニテ旧城址ヲ遊園地ニ仕立テ、市ニ  
管理方ヲ託スルコトナリ、市ニ引受クルコトハ決議ト  
ナツテ居リ、既ニ遊園地ガ出来テ引継ヲ受ケタノデアル  
カラ、之レガ管理方法ノ設定ヲ必要トス。大体ニ於テハ  
公園トナシ、成ルベク出来得ル限り現在ヲ毀損セナイ様  
ニ保持スルコトニ勉メ、相当ナル建物ノ必要モアラウシ、  
之レガ使用料ヲ徵スルコトナシ、建築ヲ許可スルノ考ヲ  
以テ、各市ノ公園取締規則ヲ参考トナシ、編成ナシタル  
モノデアレ

十九番(大島)  
公園ト称スルコトハ不可デアルカ  
山内市長

池田家ニ於テ是非遊園地トシテ呉レトノ条件付名称デア

十七番（吉村）

遊園地ニハ、広告的ノモノハ其掲出ヲ避クルコトナシ

遊園地ニハ、広告的ノモノハ其掲出ヲ避ケルコトナシタシ。又茶屋トカ何トカハ、是非立寄ラザルベカラザル所デナキ場所ニ建築スルコトヲ許シ、且ツ風致ヲ損セザレ兼注意ガト要ト思フ

【資料55】久松山遊園地管理規則の制定（大正一二年）  
大正十三年二月二十六日

山内市長

其ノ旨ハ了承セリ。内容ヲ申セハ、飲食店等ノ建築ハ市長丈ケノ考ニテハ出来ズ、池田家ノ承諾ヲ要スルコトナツテ居ル

十九番  
(大島)

其ノ使用料ハ如何

山内市長  
使用料ノ点八市長ニ任セテ貰ヒタ。 計劃規模ノ見込付

第一讀會

### 第三十六号 久松山遊園地管理規則制定ノ件議案

タル上ニテ、何レ追加トシテ提出ノ考デアル

二十一番（米沢）

斯ル場所ハ、転貸ノ行ハレ易キモノデアルカラ、最初ノ人選ハ大切デアル。申込ノ順序ニ依ルトアルガ、茶店ノ希望者ハ沢山ニアリト聞ク。果シテ然ルヤ

山内市長

第六条ハ大体ノ採択ノ順序ヲ定メタルモノデアル。侯爵家ノ許可ヲ必要トスルモノデアル。今日迄ノ申込ニツキテハ二名アリ、一名ハ從来ヨリ居ルモノ、一名ハ二ノ丸

使用ヲ出願シテ居ル

二十三番（横内）

本則ハ侯爵家ノ許可ヲ受タルコトハ現ハレ居ラヌデハナ

キ力

山内市長

其事ヲ此規定ニ現ハスハ面白クナシ。市長ノ取扱トナツ

テ居ルモ、其許否ヲ定タルニ先チ、池田家ノ許可ヲ受ク

ルコトガ内容トナツテ居ルノデアル。

大体異議ナク第二讀會ニ移スニ決定ス

〔鳥取市会 會議録〕〔鳥取市議会〕

【解説】

池田家の所有に戻つてから約三〇年後の大正一年、現在も続く久松公園としての整備が実施される。それまでも、鉄道山陰線開通記念式典等のイベントの際には池田家の許可を得て使用されており、また、中坂の稻荷神社に侵入する市民も絶えなかつたが、公式に活用に供されるようになつたのは、大正一二年に公園工事が実施されて以降のことである。

公園整備にあたつて、池田家が資金を提供し、県が工事を実施、完成後は鳥取市が管理することとなつていて。そのため、「公園」ではなく「遊園地」としての公開であつた。なお、基本設計は明治神宮外苑の設計者・折下吉延で、グラウンドの設置などに共通の要素が見られる。長岡安平、本多静六と比べて数少ない、折下の城郭公園の設計例である。

【資料56】久松山開放の請願（昭和四年五月）  
（議事録）

昭和四年五月二十一日

午後三時五十五分開會

市長（楠城）

開會致シマス

議長（濱本）

第四十六號ヨリ五十號迄寄附物受納ノ件ヲ一括シテ一読

会ヲ開キマス

第四十六號案ハ名古屋市西区カラ遊園地ノ動物園ニ錦鷄一番ヲ寄附申出ニナリマシタデ之ヲ受納致シタイト思ヒ  
マス價額ハ百円デアリマス（略）

（中略）

參與員（佐々木）

次ハモウ一ツ建議ガ出テ居リマス久松山開放ニ関スル件  
デアリマス

（朗読）

一 久松山開放ニ閣スル件

右別紙陳情書附議相成度建議候也

提出者

濱本房藏

武林熊次

岡垣傳重

萬井源太郎

賛成者

小谷儀行外二十一名

鳥取市會議長濱本房藏殿

陳情書

本市民ノ恩顧ヲ蒙ルコト、愈々三百年、敬虔嚴肅ナル  
父トシテ善適セラレ、慈悲温情ノ母トシテ哺育セラレ、

其情ハ親子タリ。其ノ義ハ君臣タリ。之レヲ筆舌ニ陳ヘ

ントスルモ、其形容ノ辞ナキニ苦シム

本市ノ背景トシテ、最モ形勝ノ地位ヲ占ムルモノ、之

レヲ久松山トナス。久松山ハ天正年中吉川經家公ノ築城ニ因リテ其ノ名天下ニ著ハレ、池田長吉公ノ入国ニ因リテ輪奥状ト致シ、興禪院公ノ入國ニ因リテ一層其結構ノ壯麗ト、市街ノ繁盛ヲ招来シ、施政ノ諧勢力ハ能ク今日ノ地歩ヲ維持シ、市民一般抑無用禁スル能ハサル所ナリト雖、時勢ノ変遷ハ更ニ新タナル施設ヲ要求スルモノアリ。茲ニ於テ本市ハ久松山ノ解放ヲ希ヒ、本丸ノ壯觀ヲ仰ギ、天球丸ノ遺跡ヲ訪ヒ、桂藏坊ノ名ニ因リテ市人ノ信仰最モ深ク、現ニ深夜ニ乗シテ參詣祈願スルモノ及山下ニ至リテ遙拝スルモノ多キ中坂ノ稻荷社ニ詣テ、頂上天守閣ニ至リ、近郊及海澤ヲ一眸ニ集メタル施勝俯瞰シ

テ其快ヲ叫ハシメ、十神ノ社ニ詣テ、吉川經家公ノ遭烈ヲ偲ハシメ、上水ノ池ニ至リテ其施設ニ嘆シ、陽春花ニ醉ヒ、盛夏涼ヲ納シ、晚秋紅葉ニ燃ヘ、冬季梅花ヲ尋ネ、湧出スル懷旧ノ情味ト純真ナル信仰ノ誠意ヲ加ヘテ、一日ノ清アソフ促サントスルト申ス。

若シ本市ノ陳情ヲシテ容レラルゝコトヲ得ハ、保険ヲ付シテ山林火災ノ万一二備フル方ヲ講ジ、清源寺廟所ト併セテ善良ナル管理ヲ為シ、返還ノ命アラハ命ノ儘ニ從ハント欲ス。此ノ如クニシテ情意濃力ニ義愈々固シ。仰キ冀クハ本市実情ヲ調察セラレ、久松山開放ヲ許容セラレ

ンコト懇望ニ至リ不堪

右本會ノ決議ニ依リ陳情候也

昭和四年五月

鳥取市會議長濱本房藏

侯爵池田仲博閣下

二十一番（岡垣）

本案ノ建議者ノ一人トシテ、簡単ニ理由ヲノベタイト思ヒマス。久松山ハ天正年中「吉川ニ依リ」吉川經家ノ籠城ニ因リテ其名天下ニ著ハレ、又慶長年間ニ於テ池田家ガ之ヲ飲セラルニ当リ、相當歴史アルコノ久松山ヲ開放セラルゝコトヲ望ムノデアリマス。久松山ハ、コノ城址ノ一部ハ開放ニナツテ居リマスケレドモ、尚未天守閣ハ開放セラレテ居ラヌノデアリマス。コノ由緒アル最モ歴史ヲ有スル久松山ニ於キマシテ、池田家ヨリハ是迄トナリ、本市へ寄附アツテモ宜イ山デハアルマイカト私ハ信ジテ居リマス。実ニコノ意味ニ於キマシテ、之レヲ開放サレテ久松山ヲ記念スルヤウニシテ貴フコトヲ、切ニ希

望スルノデアリマス。又久松山ニ於キマシテ、火災等ノ

起ツタリスルヤウナコトガアツテハナラヌデアリマスカ  
ラ、市トシテ大ニ之ヲ監督モ致シタイト思ヒマス。此意

味ニ於キマシテ、コニ開放ヲシテ戴キタイト思フノデ  
アリマス。トウカ諸君ニ於カセラレマシテ、御賛成アラ  
ムコトヲ望ム次第デアリマス

議長（浜本）  
大駄御異議ハアリマセヌカ

（「異議ナシ」ノ聲起ル）

議長（浜本）  
読會省略確定義トシテハ如何デアリマス

（「異議ナシ」ノ聲起ル）

議長（浜本）

ソレデハ讀會省略確定義ト致シマス

（後略）

（「鳥取市会 会議録」〔鳥取市議会〕）

【資料57】久松山開放に關する契約の締結（昭和四年一〇月）

（昭和四年拾月十五日 會議録 鳥取市會）

議長（浜本）

次ハ第七十八號議案ノ一讀會ヲ開キマス

市長（楠城）

本案ニ據テ、本會ノ決議ヲ以チマシテ、久松山開放方ヲ  
池田侯爵家ニ陳情ヲ致シマシタガ、幸池田家カラ本市ノ  
與算ヲ御聽キ下サイマシテ、牡丹道路並二天「主」守閑  
ノ解放ヲ御許シニナリマシタコトハ、池田家ノ御芳志ニ  
対シテ、深ク感謝スル次第デアリマス。之レニ関聯致シ

マス契約書ヲ取交スノ要ガアリマスノデ、本案ヲ提案シ  
タ次第デアリマス

議長（浜本）  
御異議ガナケレバ讀會省略シテ確定シテハ如何デアリマ

ス

（「異議ナシ」ノ聲起ル）

議長（浜本）  
ソレデハ第七十八號議案ハ讀會省略確定議ト致シマス

（「鳥取市会 会議録」〔鳥取市議会〕）

#### 【解説】

久松公園として「ノ丸・米藏跡・上代屋敷跡（グラウンドと  
して整地）は供用されていたが、山上の天守や天球丸跡はまだ  
非公開であった。古跡の保存を旨とする池田家に対し、鳥取市  
民からの解放の要望は高まる一方であった。昭和初期には、池  
田家より鳥取市への寄付の声も上がるほどになっていた。市会  
の請願を池田家が聞き届け、久松山の解放が実現した。

【資料58】第一中学校用地借用契約（昭和一七年）

契約書

侯爵池田仲博所有地ヲ鳥取県ニ借入ルルニ付、先条件ヲ締結シ、  
同一ノ証書二通ヲ作り、双方署名捺印ノ上各一通ヲ領置スルモ  
ノトス

一、侯爵池田仲博ヨリ鳥取県ニ借入ルヘキ土地ハ左之通り  
鳥取県鳥取市東町二番ノ第十八

一、宅地一町一段七畝十七歩七合九匁

鳥取県鳥取市東町二番ノ第三十一

一、畠地六段二畝十五歩

一、鳥取県ハ借地料トシテ、一ヶ年金一百七円五拾錢ヲ池田仲博ニ支払フモノトス。但シ支払期ハ毎年度末トス

一、貸借契約期限　自昭和十七年四月　五箇年間トス

至昭和廿二年三月

一、鳥取県ハ、右貸借契約期限中ト雖、該土地ヲ要セサルニ至

リタル時ハ何等ノ賠償ヲ為サヌニテ本契約ヲ解除スルコトヲ得。此ノ場合ニ於テハ、借地料ハ月割ヲ以テ支払い、一ヶ月未満ノ日數其ノ月ノ日数ニヨリ日割ヲ以テ支払フモノトス

一、鳥取県ニ於テ前掲地内ニ築造シタル建物ハ、変換ノ節之ヲ原形ニ復スルモノトス

一、不可抗力ニ因リ土地ヲ毀損若クハ亡失スルコトアルモ鳥取

県ハ其責ニ任セサルモノトス

昭和十七年四月一日

鳥取県立鳥取第一中学校長

三木 順治

市長（吉村哲三君）

會議ヲ開キマス

【資料59】久松山の鳥取市への寄贈（昭和一九年九月）

昭和十九年九月九日　會議録　鳥取市會

議長（由宇石治君）

本日附議ノ議案ノ御審議ニ先立チマシテ、久松山ノ譲受

ケノ問題ニ關シマシテ、経過ヲ御報告申上ゲテ見タイト

存ズルノデアリマス。今回池田公爵閣下ニ於カセラレマ

シテハ、昨年本市ノ未曾有ノ大震災ニ深ク御同情ヲヨセ

サセラレマシテ、恰モ一周年ノ記念日ヲ迎ヘルニ当リマ

シテ、市ノ震災復興記念事業トシテ久松山ヲ本市ニ譲渡

シテ頂クコトニナツタノデアリマシテ、此ノ御仁慈ニ對

シマシテ、市民ハ深ク感激致ストコロト存ズルノデアリ

鳥取第一中学校は、陸軍省所管時代に用地の貸与を受けて鳥取城三ノ丸に校舎が建築され、鳥取城全体の払下げを受けた際に所有権が池田家に移された。その後、池田家との借地契約を締結して現地に存続し、現在の鳥取県立鳥取西高等学校用地となっている。最終的には五年間の有償貸与となつており、ここには池田家との最後の契約書を掲載した（何故か県知事名ではなく校長名での貸借契約となっている）。昭和二二年末までの契約だつたため、昭和一九年以降は、土地の寄贈を受けた鳥取市がこの契約を引き継いでいる。当時の借地料は年間一〇七円五〇銭であった。なお、平成二三年現在も、鳥取西高等学校用地は鳥取市の所有となつている。

【解説】

〔第一中学校用地借用契約〔鳥取県立公文書館・引継簿冊番号 219902296 「県有財産関係綴」所収〕〕

マス 此ノ譲渡ヲ御快諾得マシタ経過ヲ申上ゲマスレバ  
先般上京致シマシテ、四日ノ日ニ小田原ノ池田公爵邸宅  
ニ親シク山上致シマシテ、本市ノ震災ノ状況、震災復興  
ノ現況並ニ将来ニ就キマシテ、委細御報告申上げ、併セ  
テ此際恰モ震災一周年記念日迎ヘルニ当リ、市デハ之ニ  
付テ各種ノ記念事業ヲ考慮致シテ居リマスガ、其ノ最モ  
重大ナ事業ノ一つシテ、久松山ノ市ヘノ譲渡ヲ懇請致  
シタノデアリマスガ、其ノ書面ヲ一應朗讀致シマシテ、  
皆サンニ御聴ヲ願ヒタイト思ヒマス

#### 鳥取市震災復興ノ概要報告並ニ懇願書

昨年九月十日 本市ノ大震災ハ本市ヲ殆ンド壊滅ノ悲  
境ニ陥レタノデアリマシテ、千余ノ尊キ犠牲者ヲ出シ、  
總戸数約一萬戸ノ中、全壊全焼五千百九戸、半壊半焼  
四千二百四十九戸ト云フ驚クベキ慘害ヲ一瞬ニシテ惹  
起シタノデアリマス

モ 天皇陛下ニ於カセラレマシテハ、直チニ  
侍従ヲ御差遣セシメラレ、且巨額ノ御内幣金御下賜ノ  
御沙汰アリ。内務大臣モ亦親シク災害地ヲ慰問シ、被  
害調査ヲセラレ、全国及国外ヨリモ巨額ノ義捐金品ヲ  
寄セラレ、市民ハ皇恩ノ宏大無邊ナルニ感泣シ、国内  
外ノ同情ニ感激シ、茲ニ敢然トシテ、震災復興ノ一途  
ニ邁進ノ覺悟ヲ堅メタノデアリマス 政府又本市震災  
復興計畫ノ大本ヲ樹立サレ、或ハ財政ノ援助ニ都市計  
畫事業ノ決定ニ公共建築社會施設市民復興資金ノ貸出  
等ニ最高ノ助成方針ヲ確立サレ、茲ニ官公民一致ノ震  
災復興態勢ガ整ツタノデアリマス 爾來正ニ一年アノ

悲惨ナル震災一周年記念日ヲ向カヘントシテ居リマス  
此ノ一年間ノ復興ノ跡ヲ見マスニ、羅災住宅ハ全壊全  
焼五千百九戸中千九百八十五戸新築を完了シ、半壊半  
焼四千二百四十九戸中三千八百六十四戸ノ修築完成ヲ  
見テ居リマス 未完了ノモノ三千五百九戸デアリマシ  
テ、此等ハ夫々尚集団バラツク個人バラツク市営住宅  
ニ生活ヲ続ケ居ル現状デアリマス 震災復興都市計畫  
事業ハ用地買収家屋ノ移轉道路ノ拡築ニ約七割学校ノ  
建築ニ約六割ノ出来型ヲ示シテ居リマス 其ノ他公共  
建物社會施設災害復旧工事市民ニ對スル復興資金ノ貸  
出等、目下銳意進行途上ニアリマス 顧ミマスニ今ヤ  
戰局ハ危急皇國ノ興廢今日ニカヽルノ秋デアリマシテ、  
震災復興ハ正ニ戰力増強ト其歩ヲ一ニスルノ要アルハ  
言フ俟チマセヌ 依ツテ本市ハ震災ヲ期トシテ從来ノ  
消費都市ヨリ生産都市トシテ之ヲ再興スルノ方針ヲ立  
テ、大規模ノ軍需工場ノ建設ヲ始メ、諸工業ハ勃興シ  
将来ノ大鳥取市ヲ約束スル氣運ニ向ヒツヽアル實情ニ  
アリマス

併シナガラ、本市復興ノ前途ハ尚遼遠デアリ、多難デ  
アリマシテ、殊ニ時局下復興資材労務ノ獲得難ハ復興  
ニ一大隘路ヲ為シテ居ルコトハ、疑フ容レナイ處デア  
リマス

今ヤ震災一周年記念日ヲ迎ヘ市ハ永久忘ルコトノ出来  
ナイ未曾有ノ大震災ノ日ヲ偲ビ、各般ノ記念行事ト記  
念事業ヲ計畫シテ居リマス 此ノ記念事業ノ最モ重大  
ナル事業ハ侯爵閣下ノ御仁惠ニ依ルニ非ザレバ、之ヲ  
實行シ得ザル事業デアリマシテ、閣下ノ御許ヲ得マシ

テ之ヲ發表致シ度ク存ジ居リマス 其ハ本市久松山ヲ  
本市ニ御譲渡相願度キ件デ御座居マス 久松山ハ永ク  
旧藩主の居城トシテ本市鎮護ノ名山デアリ、久松山ア  
ツテノ鳥取市ト申シテ決シテ過言ナナイト思ヒマス  
市民ハ日夜其ノ雄麗ナル山姿ヲ仰イデ、藩主ノ御遺徳  
ヲオ慕ヒシ、市ノ繁栄ヲ祈念シテ居リマス 此ノ名山  
ヲ市ニ御譲渡願ヘマスナラバ、ドレ丈ヶ市ノ力ヲ増ス  
コトデセウ 如何ニ市民ガ喜ビ勇ミ、譬ヘ市の復興ガ  
直チニ完成致サナクトモ、後日必ズ完遂ノ日アルヲ確  
信シ、勇気ヲ興シ震災復興ニ戦力増強ニ挺身スルコト  
デアリマセウ 復興資材ノ根幹ヲ為ス木材ノ問題ハ殆  
ド解決サレルコト、信ズルノデアリマス 久松山ノ木  
材ニ付キマシテハ、過般一部ヲ地方木材會社ニ御払下  
ニモ相成リマシタ 縣知事ヨリモ木材供出ノ割當通知  
ヲ發セラレテ居リマス 併シ市ト致シマシテハ、成ル  
可ク久松山ノ木材ハ之ヲ無計畫ニ伐採サル、コトナク、  
鳥取市ノ久松山トシテ永遠ニ之ヲ愛護シ、其ノ偉容ヲ  
損シ度クナイト思ヒマス 唯最小限度 此ノ御山ノ木  
材ニ依リ市ノ学校ヲ建築サレ市民ノ住宅ガ復旧サレマ  
シタナラバ、如何ニ物心兩面ヨリ市ノ幸デアルカ分カ  
リマセヌ 又極端ニ申上ケマスナラバ、市ニ御譲渡給  
ハルト云フ其ノ事ダケデ、市民ハ復興ノ安心ヲ得ルト  
信ジマス 細目ノ点ニ付キマシテハ夫々御役柄ノ方々  
ニ御下命下サイマシテ、篤クト市長ト協議ヲ致サセテ  
頂キ度ト存上マス 市ニ於キマシテモ充分ノ準備ヲ既  
ニ整ヘテ居ル次第アリマス 只大体方針ニ付キマシ  
テハ 一二閣下ノ御仁心ニ御縋リ御頼ミ申上グル外ア

リマセヌ 幸ニ御許容ヲ得マシテ、来ル九月十日震災  
記念日ニ鳥取市震災復興記念事業トシテ發表スルコト  
ガ叶ヒマスナラバ、本市無上ノ光榮トシ感謝措ク能ハ  
サル處デアリマス 何卒本市永遠ノ隆昌ノ為ニ本市震災復興促進御協力の  
御意図ヨリ何分ノ御厚配給ハランコトヲ切ニ御願申上  
次第アリマス 大体此ノヤウナ紙面ヲ差上ゲマシテ、凡ソ三時間余リ御  
懇談申上ゲタノデアリマス 侯爵ハコノ間非常ニ同情アル御言葉ヲ賜リマシテ、絶へ  
ズオ話ヲ續ケラレタノデアリマシテ 本市復興ニ付テ余  
程御留意頂イテ居ルヤウニ感ジタノデアリマス 又本市  
ガ生産都市トシテ力強イ歩ミヨ始メテ居ル工場「工場ガ  
出来タソウダガ」ト云フヤウニ打チ解ケタオ話モアリマ  
シテ「久松山ノ譲渡ニ付テハ洵ニ其趣旨ニ於賛成デアル  
ガ池田家ノ協議員ニ計ツテ何分ノ返事ヲスルカラ」ト云  
フコトデ其ノ日ハ才別レシタノデアリマス 尚其ノ際  
「何時帰ルカ」ト云フオ話デアリマシテ、私ハ六日ノ八  
時半ニ東京ヲ立ツ心算デアリマスト申上ケマスト、其ノ  
時既ニ侯爵ニ於カセラレテハ久松山ノ譲渡ヲ御決心下サ  
ツテ居ラレタノデハナイカ、一應協議員ニ計ルトハ云ハ  
レタガ、出来レバ立ツ迄ニ返事ヲシテヤリタイト云フヤ  
ウナ御心持ガオ有リニナツタヨウニ私ハ感ジテ居ルノデ  
アリマス 斯クシテ小田原ヲ引キ上ゲマシテ六日ノ日  
丁度夕方ノ五時頃デアリマシタガ、岸本氏カラ電話ガア

「愈々今晚出發サレマスカ 実ハ協議員ノ意向ガ大体判

急動議を提出致シタイト思ヒマス

震災ノ災禍ヒシヽト身ニ迫来ル一周年ヲ迎ヘルニ当リ

マシテ、只今市長カラ承リマスベ、久松山ヲ池田侯爵

家カラ御譲渡願フコトニナリマシタソウデアリマシテ、

誠ニ旱天ノ慈雨ト申シマスカ、庭ノ鮒ガ大キナ河ニ流出

タ嬉ビヲ感ズルト申シマスカ、市民ハコノ上ノ感激ハナ

イト思ヒマス モトヨリ事コヽニ至リマシタノハ、只今

市長ハ自分ハ別ニ努力ハシナカツタ云フコトデアリマ

シタガ、併シ之レニハ非常ナル努力ガ拂ハレテ居ルニ違

ヒナイト思ヒマスガ、全ク池田家ノ御慈悲ノ深サニ感激

セズニ居ラレマセヌ 考ヘテ見マスト、先程市長カラオ

話ノアリマシタ通り、久松山ハ我々鳥取市民ノ「シンボ

ル」デアリ四季毎ニ変ル山姿ヲ眺メテ親ンデ来タノデア

リマス コレコソ鳥取市ノ象徴デアリ「シンボル」デア

リ、ソシテ天下ノ名将デアリマス池田家ノ居城トシテ古

イ歴史ヲ持ツテ居ルノデアリマス 山頂ニ天主閣ノアル

モノハ全国デモ少イノデアリマスガ、久松山ノ上ニ天主

閣ノ在ツタ時代ハ壯觀ヲ呈シタモノト思ヒマス 我々ハ

コノオ山ノ下デ三百年間ニ亘り今日ノ鳥取市ヲ築キ上ゲ

テ來タノデアリマシテ、コノオ山ノ恩恵ヲ胸ニヒシヽ

ト感ジナガラ今日ニ来ツタノデアリマスガ、コノ久松山

ヲナントカシテ鳥取市ニ頂戴シタトイフノハ多年ノ懸

案デアツタノデアリマス 所ガコノ震災一周年ニ當リマシテ、之レを快ク市ニ御譲渡シ下サイマシタコトハ、誠ニ感激ニ堪ヘナイ所デアリマス 将來鳥取市ノ福利民福ニ寄與スルモノハ云ヒ知レナイ深イモノガアルト思ヒマス

明シタノデ、只今小田原ニ電話ヲカケテ居ルカラ多分ソレデ御返事ガ頂ケルト思フカラ」ト云フコトデアツタノデアリマス 私も都合ニ依ツテハ、更ニ一両日延バス心算デ居タノデアリマスカラ、左様デアリマスカ オ待チ申シテ居リマスト云フコトデ電話ヲ待ツテ居リマスト、モノヽ一時間モセヌ内ニ再ビ電話ガアリマシテ「只今侯爵ヨリ御電話ガアツテ、市長カラ才願ヒ申上ガタコトハ、御快諾ニナツタ。十日ノ震災記念日ニ記念事業トシテ發表サレテ支障ナイ 委細ハ協議員ニ諮詢シタ上デ決定スルカラ」ト云フオ話ヲオ傳ヘ頂イタノデアリマシテ、私ハ淘ニ有難ク、思ハズ電話口ニ頭ヲ下ゲタ次第デアリマス 大体以上ガ経過デアリマシテ、淘ニ事柄ハスラヽト自然ニ運ンダノデアリマス 之レニ付キマシテハ私ハ何等ノ努力モ致シテ居ナイト申シテ差支ヘナインデアリマス。今日ノ此ノ結果ヲ見マシタコトハ、一二侯爵ノ御慈愛深キ人格ニ依ツテ成ツタモノト固ク信ジテ居リマス。先程書面デモ申上ゲマシタ通り、久松山ハ淘ニ鳥取市ノ生命ト申シテ差支ヘナイト存ジテ居リマス就キマシテハ侯爵ノ御仁慈ノ处置ニ付キマシテハ、市會トシテ相当ナル感謝ノ意ヲ表セラレタイト存ズルノデアリマス 又今後ニ付キマシテモ細目ノ打合セ等ニ付テ、市会ノ皆サンノ本当ノ心カラノ誠ヲ披瀝シテ、市ノ態度ヲマトメティタダキマシテ、円満ナル解決ヲ期スル上ニ万全ノ考慮ヲ拂ハレルコトヲ希望致ス次第デアリマス 大体以上ヲ以ツテ過般來交渉ヲ致シマシタ経過ノ報告ト致シマス

スガ、若シ市民ガ之レヲ聞キマシタナラバ、コノ御慈惠ニ感激シ一層復興ニ努力致シマシテ、戦力増強ニ誓ツテ邁進スルデアラウコトヲ、私共ハ信ジテ疑ヒマセヌコノ感激コノ喜ビヲ、如何ニシテ池田家ニ才傳ヘシテヨロシイカ、ドウカコノ際皆サンノ御同意ヲ得マンテ、電文ニ依ツテ感謝決議ヲ市會議長ノ名前ヲ以テ送リタイ、即日即座ニ送リタイト思ヒマス、コノ起草委員並二人數等總テハ議長ニ才任せ致シタイト思ヒマス、茲ニ緊急動議ヲ提出シテ皆サンノ御賛成ヲ得タイト存ズル次第アリマス

二十六番（鳥越若二君）

只今二十番議員ヨリ御説明ガアリマシタ如ク、池田家ノ御慈意ニ對シマシテハ衷心ヨリ感謝ヲ申上ゲ、併セテ市當局ノ御功劳ニ對シマシテ市民各位ヲ代表シテ感謝ノ意ヲ表スル次第アリマス  
就キマシテハ只今二十番議員ノ才説ノ如ク御提案ニナリ  
マシタ動議ニ衷心ヨリ賛意ヲ表スモノデアリマス

二十一番（井上安太郎君）

私ハ池田侯爵家ニ對シマシテ満腔ノ謝意ヲ評スルモノデアリマシテ、只今二十番ノ動議ニ賛成致シマス

二十七番（松久常蔵君）

只今二十番議員ヨリ動議提出三對スル詳細ナル御説明ガアリマシタノデ、コレ以上ノ蛇足ヲ加ヘル必要ハナイト存シマスガ、不肖私多少ノ点ニ就キマシテハ多年ニ亘リ聊カ關係モ薄イヨウニ感ジマスノデ、コノ機会ニ所感ノ一端ヲ申述べマシテ動議ニ賛成致シタイト思ヒマス。只今モ二十六番議員ヨリ申サレマシタガ、久松山ヲ本市ニ

譲渡頂ク点ニ付テハ多年ノ懸案トナツテ居リ、歷代市長モコノ問題ニ付テハ懸命ニ働くタコトモアリマス、隨ツテ市會ト致シマシテモ、相當之ニハ熱心ニ努力シタコトモアルノデアリマス、現ニ本市會改選ト同時ニ十三番議員等カラモコノ久松山ヲ本市ニ御譲渡願フ点ニ付テハ、其ノ當時相当ナル御意見モアツタノデアリマスガ、却而面倒デアリマシテ色々ノ支障ガ起り、実現ヲ見ナカツタノデアリマス。只今市長カラ自分が努力シタノデハナイ、コレハ池田侯爵家ノ全ク御慈惠ニ依ル結果デアルト云オ言葉ガアリマシタガ、「非常ニ」（或ハ）ソウデアリマセウガ、然シナガラ從來歴代市長ニ出来ナカツタモノガ現市長ノ御功「業」労ニ依ルモノデアルト私ハ考ヘマス、無論コノ震災ニ依ツテ五万市民ガ奈落ノドン底ニ在ル際、池田侯爵家カラコノ御仁慈深キ、無条件ト申シマスカ、久松山ノ御譲渡ヲ願ツタコトハ五万市民渙ラ流シテ喜ブベキデアルト思ヒマス、今ヤ大東亜戰争ハ日ニ々々深刻苛烈悽愴ヲ極メ、皇國興亡ノ分岐点ニ立ツテ居リマス、本市ニ於キマシテモ、戦意ノ高揚等、市民精神ノ高揚等ニ付テ色々御心配ニ相成リ、之レガ手段ニ付テ色々御研究ニナリツツアル秋、池田家カラ斯ノ如キ有難イ御話ヲ承ツタコトハ、凡ユル部面ニ於テ市民ニ與ヘタ大ナル効ヲ信ジテ疑ヒマセヌ。要ハ今後コノ久松山ヲ、我々鳥取市民ニ於テ十二分ニ利用致シマシテ、コノ震災復興ヲシテ一日モ早カラシメ、一面ニハ戦力ノ増強ニ資シメマスクトコソ、我々鳥取市民並ニ市當局ノ負ハネバナラズ重大ナ責任デアルコトヲ痛感スルモノデアリマス、コノ点市當局ニ於カセラレマシテモ十二分ニ考慮ス

ルト云フコトデアリマシタノデ、重ネテ申上ル必要ハア

リマスマイガ、コノ久松山ノ運営ヲ誤ツタナラバ、池田

侯爵家ニ對シテナンノ顔向ガデキマセウ、之レハ重大ナ

責務ガアルト思ヒマスノデ、コノ点市当局ニ於カセラレ

マシテハ十二分ニ御研究相成リマシテ、永久ニコノ御仁

慈ヲ五万市民ガ忘レナイヤウニ致シタイト思ヒマス、コ

ノ機会ニ当リマシテ、私ハ衷心ヨリ満腔ノ誠意ヲ捧ゲマ

シテ、二十番議員ノ動議ニ賛成スル次第デアリマス

議長

(由宇石治君)

オ諮リ致シマス、二十番議員ノ動議ハ二十番、二十六番、

二十一番、二十七番ノ贊成ニ依リマシテ成立致シマス

尚二十一番議員ノ才説ト致シマシテ感謝文ノ起草委員ハ議

(「異議ナシ」ノ聲起ル)

議長 (由宇石治君)

御異議ナシト認メマシテ十二番議員、二十番議員、二十

七番議員ノ三議員ニ感謝文ノ起草ヲ才願ヒ致シマス

暫時休憩致シマス

午後四時三十分休憩

午後四時四十分再開

議長 (由宇石治君)

休憩前ニ引續キ會議ヲ開キマス

二十番 (吉村秀治君)

池田侯爵ニ對シ、感謝決議文ノ原稿草案ヲ作成致シマシ

タノデ、朗読致シマス

感謝文決議「文」

旧藩主池田侯爵閣下ニハ、本市未曾有ノ震災ニ深ク御

同情ヲ寄セラレ、震災一周年記念日ヲ迎フルニ當リ、

震災復興記念事業トシテ久松山ヲ本市ニ譲渡セラルル

ノ御仁慈ニ接シ、本市永久福趾 (ママ) の為メ、市民

衷心ヨリ感激措ク能ハサル所ナリ、茲ニ本市會ノ決議

ヲ經テ謹ンテ侯爵閣下ニ感謝ノ誠意ヲ表ス

昭和十九年九月九日、鳥取市會議長 由宇石治

(拍手起ル)

議長 (由宇石治君)

只今二十番議員ヨリ發表サレマシタ通り御異議アリマセ

ヌカ

(「異議ナシ」ノ聲起ル)

議長 (由宇石治君)

御異議ナイヤウデアリマスノデ、原案ノ通り作成シ早速

送達ノ手続ヲ致シマス、時間延長ニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ノ聲起ル) (略)

(鳥取市会 會議録 昭和一九年) (鳥取市議会)

### 【解説】

資料 59 は池田侯爵家から久松山が鳥取市に寄贈されたのは昭和一九年のことであり、その間の経緯を市長が説明し、結果を報告したのである。文面からは、①久松山については、以前から寄贈を運動していたこと ②鳥取大震災の復興記念事業として寄贈を受けたこと ③単にシンボル的な意味合いだけではなく、震災復興の材木取得も目的としていること などが判明する。実際に松根油の原料採集や炭焼も行われたようで、その形跡は現在も久松山中に残されている。

なお、当初は鳥取県に貸し出していた仁風閣及び第一中学校

敷地は寄贈の範囲から外されていた（資料60）が、追加で鳥取市に寄贈されている。このような形になつたのは、鳥取県が池田家に借地の寄贈を働きかけたことが契機になつてゐるようである（資料61）。

池田家は、古跡の保存の観点から土地の分割寄贈よりも、鳥取城跡としての一括寄贈を望んでいたのではないかとも考えられる。

（資料60）久松山の寄付と管理規則（昭和一九年一〇月）

「日本海新聞」昭和一九年一〇月二日  
第一中学校敷地譲与方に関する件

舊蹟保存な（ママ）条件

久松山寄附と管理規則

鳥取市が震災復興記念事業の一つとして舊藩主池田侯爵家から無償で譲受けた久松山は単に立木の戦力化に役立つばかりでなく勇将吉川経家が秀吉の大軍に包囲されて敢闘をつづけ矢盡き食盡きて遂に自刃した由緒ある城跡で五萬鳥取市民が昔を今に必勝敢闘するよすがであり、又市民保険の地帯として有効に活用せねばならぬが、池田家と鳥取市との譲渡契約は九月末成立して市では一日同山管理規則を制定した、その要旨は左の通り

一、現に公開せる地域外に出るには市長の認可を要す

二、山内土地の使用及び立木その他を伐採するには市長の許可を要す

三、從来池田家との契約で同山内に権利義務を有する者は書面で市長へ届出で適法の場合はこれを承認する。

なほ池田家との契約によれば鳥取一中及び仁風閣を除く一切を市へ寄附し同家の権利義務は市に継承、直ちに市がこれを管理するが、久松山の風致保存、舊蹟を尊重して舊藩主の遺徳を追慕するため鳥取市は適切な施設をなすこととなつてゐる。

（資料61）仁風閣・扇亭・第一中学校敷地譲与の協議（昭和一〇年三月）

発底第四五号

昭和二十年三月三日 内政部長

鳥取市長殿

久松山地内に在る仁風閣及扇亭並

震災一周年ヲ機トシ、過般侯爵池田仲博閣下ヨリ由緒深キ久松山ヲ、貴市へ譲与相成候趣及ビ聞候處、御承知ノ如ク、久松山地内ニハ第一中学校並ニ仁風閣ノ県有公共建物有之。之ガ敷地使用ニ關シテハ、既ニ県及池田侯爵トノ間ニ賃貸契約ヲ締結シ現在ト相成居候縁故モ有之候ニ就テハ、此際該敷地ヲ県へ譲与相受度候ニ御詮議相煩候

久松山地内仁風閣及扇亭並ニ鳥取第一中学校敷地調書

地番

地目

坪（反）数

備考

|                              |     |                |           |
|------------------------------|-----|----------------|-----------|
| 東町字久松山二十番十七                  | 雜種地 | 反七二五（三五坪）      | 第一中学校敷地   |
| 同十八                          | 宅地  | 三、五五七、七九       | 坪 第一中学校敷地 |
| 同三十一                         | 同   | 二、六五八、八五       | 仁風閣及扇亭敷地  |
| 同三十二                         | 畑   | 反四、四一八（二、三八八坪） | 第一中学校敷地   |
| 〔久松山地内ニアル仁風閣扇亭並ニ中敷地譲与方ニ関スル件〕 |     |                |           |

〔鳥取県立公文書館・引継簿冊番号 219902296 「県有財産関係

【解説】

一次史料で内容が確認できなかつたため、新聞記事を掲載した（資料60）。池田家が寄贈条件として「旧跡の保存」をあげていることは注目に値する。陸軍省所管時代の後期から続く、現在の史跡保存に継承される考え方が示されているといつても良いのではないだろうか。また、この段階では鳥取県の借地であった仁風閣及び鳥取第一中学校用地はまだ寄贈されておらず、池田家の所有であつたと思われる。本書には掲載しなかつたが、鳥取県はこの段階で池田家とこれらの土地の寄贈について協議したようだが、不調に終わつており、一旦起案された寄贈依頼の公文書が廃案となつている。しかもこれらの土地は、追加で鳥取市に寄贈されることとなつたため、県は翌年、鳥取市長宛に無償譲渡を検討するよう指示している（資料61）。

## 掲載資料目録

| 年代     | 西暦   | 掲載番号                | 日付     | 掲載項目名                  |
|--------|------|---------------------|--------|------------------------|
| 明治 1 年 | 1868 | 参 1                 | 10月7日  | 伊勢高島城普請願               |
| 明治 2 年 | 1869 | 版籍奉還                |        | 城郭の取り扱いはすべて兵部省へ伺うこととなる |
| 明治 3 年 | 1870 | 参 2                 | 9月     | 高松藩城郭等廃止               |
| 明治 4 年 | 1871 | 廢藩置県                |        | 全ての城郭が兵部省の管轄となる        |
|        |      | 参 3                 | 4月     | 高松城撤去・転用の伺             |
|        |      | 1                   | 8月20日  | 地方城郭の所管を兵部省とする         |
|        |      | 2                   | 10月20日 | 鳥取城外に県庁を移転             |
|        |      | 3                   | 11月23日 | 城郭の破壊について              |
| 明治 5 年 | 1872 | 2月、兵部省廃止、陸海軍設置      |        |                        |
|        |      | 築造局、全国の城郭の要・不要を調査   |        |                        |
|        |      | 4                   | 3月18日  | 陸軍省の城郭調査               |
|        |      | 参 4                 | 9月25日  | 愛知県権令の名古屋城保存に関する意見     |
|        |      | 5                   | 7月13日  | 鳥取県内陣屋等の入札の猶予について      |
|        |      | 6                   | 7月13日  | 鳥取県権令河田景與の免官・転任について    |
|        |      | 7                   | 7月19日  | 鳥取城中建物の貸借願             |
|        |      | 8                   | 7月28日  | 不要城郭の取り扱い              |
|        |      | 9                   | 8月     | 陣屋等の払い下げについて           |
|        |      | 10                  | 9月18日  | 太鼓御門での時報の廃止            |
|        |      | 11                  | 9月27日  | 扇邸の県への貸与について           |
|        |      | 12                  | 9月29日  | 惣門の撤去について              |
|        |      | 13                  | 10月19日 | 旧鳥取藩武場の借用について          |
|        |      | 14                  | 10月29日 | 武場の借用の許可               |
|        |      | 15                  | 11月3日  | 武場の借用書                 |
|        |      | 16                  | 11月13日 | 扇邸の借用取りやめ              |
|        |      | 17                  | 11月24日 | 存城・廢城の分類               |
| 明治 6 年 | 1873 | いわゆる「廢城令」が出される      |        |                        |
|        |      | 18                  | 1月14日  | 全国城郭存廃ノ処分並兵営地等選定方      |
|        |      | 19                  | 2月15日  | 陸軍所管の城郭の管理を府県に委託       |
|        |      | 20                  | 6月12日  | 鳥取城の建物の要・不要について        |
|        |      | 21                  | 11月15日 | 城郭の管理の確認               |
| 明治 7 年 | 1874 | 佐賀の乱                |        |                        |
|        |      | 22                  | 2月17日  | 鳥取城建物の利用               |
|        |      | 23                  | 5月30日  | 鳥取城建物の移管               |
| 明治 8 年 | 1875 | 「鳥取城内建物萎縮ノ部」        | 71棟    | が陸軍によって解体撤去される         |
| 明治 9 年 | 1876 | 廃刀令出される。            |        |                        |
|        |      | 神風連の乱、萩の乱など士族反乱続発する |        |                        |
| 明治10年  | 1877 | 鳥取県廃止、島根県に併合される     |        |                        |
|        |      | 24                  | 11月7日  | 分遣隊の派遣願いの返却            |
|        |      | 西南戦争                |        |                        |
|        |      | 25                  | 1月15日  | 鳥取城への分遣隊の派遣届           |
|        |      | 26                  | 1月19日  | 鳥取城への分遣隊の派遣指示          |
|        |      | 27                  | 1月19日  | 分遣隊派遣の通知               |
|        |      | 28                  | 1月23日  | 鳥取城建物修繕着手の許可           |

| 年代    | 西暦   | 掲載番号                                   | 日付     | 掲載項目名               |
|-------|------|--|--------|---------------------|
| 明治10年 | 1877 | 29                                     | 4月8日   | 鳥取城建物の修繕見積もり        |
|       |      | 30                                     | 11月    | 鳥取分遣隊を増派せず          |
|       |      | 31                                     | 11月19日 | 藩校建物の売却             |
| 明治11年 | 1878 | 彦根城保存の達（陸軍省による保存の決定）                   |        |                     |
|       |      | 32                                     | 12月18日 | 鳥取城建物の売却準備          |
| 明治12年 | 1879 | 名古屋城・姫路城の保存が決定される<br>鳥取城の三階櫓・御殿等が解体される |        |                     |
|       |      | 33                                     | 5月20日  | 鳥取城の土地の追加貸出         |
|       |      | 34                                     | 5月26日  | 鳥取城の土地の貸出           |
|       |      | 35                                     | 6月8日   | 鳥取城の土地の貸出条件         |
|       |      | 36                                     | 6月10日  | 鳥取城の土地の貸出           |
|       |      | 各地の存城の調査がこのころまでに実施される                  |        |                     |
| 明治14年 | 1881 | 37                                     |        | 鳥取城の番人と借家（島根県より引継）  |
|       |      | 参5                                     | 12月25日 | 大蔵省所管の旧城郭の処分        |
| 明治15年 | 1882 | 38                                     | 4月7日   | 陸軍省所管地の地名変更         |
| 明治17年 | 1884 | 39                                     | 1月10日  | 鳥取城内の水道敷設           |
|       |      | 40                                     | 9月8日   | 鳥取城内の空地貸出           |
|       |      | 41                                     | 9月15日  | 鳥取城内の空地貸出           |
|       |      | 42                                     | 9月25日  | 鳥取城内の空地貸出           |
| 明治19年 | 1886 | 43                                     | 8月     | 鳥取城の内堀浚渫についての上申     |
| 明治22年 | 1889 | 陸軍省、不要城郭の移管・払下げを計画                     |        |                     |
|       |      | 44                                     | 7月20日  | 鳥取城民間借用地の返納         |
|       |      | 45                                     | 8月14日  | 鳥取城民間借用地の返納         |
|       |      | 46                                     | 9月9日   | 中学校建設のための土地借用願      |
|       |      | 47                                     | 9月21日  | 鳥取城樹木跡盜伐            |
|       |      | 48                                     | 9月27日  | 鳥取城樹木跡盜伐            |
|       |      | 49                                     | 7月25日  | 旧城郭・不用土地の売却方針       |
|       |      | 50                                     | 11月15日 | 鳥取城・岡山城・豊岡陣屋払下げ     |
|       |      | 参6                                     | 12月10日 | 岡山城払下につき文部大臣より照会    |
|       |      | 51                                     | 9月20日  | 旧城郭の旧藩主への優先払下の閣議決定  |
| 大正11年 | 1922 | 参7                                     | 2月19日  | 岡山城払下につき文部大臣より依頼    |
|       |      | 52                                     | 3月6日   | 池田家から鳥取県への仁風閣寄贈     |
| 大正12年 | 1923 | 53                                     | 5月19日  | 仁風閣・扇邸敷地の借用契約       |
|       |      | 54                                     | 8月25日  | 久松公園の引き渡し           |
| 大正13年 | 1924 | 55                                     | 2月26日  | 久松山遊園地管理規則の制定       |
| 昭和4年  | 1929 | 56                                     | 5月21日  | 久松山開放の請願            |
|       |      | 57                                     | 10月15日 | 久松山開放に関する契約の締結      |
| 昭和17年 | 1942 | 58                                     | 4月1日   | 鳥取県立第一中学校の用地借用計画    |
| 昭和19年 | 1944 | 59                                     | 9月9日   | 久松山の鳥取市への寄贈         |
|       |      | 60                                     | 10月3日  | 久松山寄付と管理規則          |
| 昭和20年 | 1945 | 61                                     | 3月3日   | 仁風閣・扇亭・第一中学校敷地譲与の協議 |

※本書に載録した文書を年代順に配列した。

※資料集の構成上適宜載録したため、必ずしも全ての史料・公文書を網羅したものではない